

第 76 期

BX

文化シャッター

# 定時株主総会 招集ご通知

日時 2022年6月21日（火曜日）

午前10時

場所 東京都文京区西片一丁目17番3号

文化シャッター株式会社

本社 2階ホール

## 決議事項

<会社提案（第1号議案から第4号議案まで）>

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型  
株式報酬等の額および内容決定の件

<株主提案（第5号議案から第11号議案まで）>

- 第5号議案 譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額承認の件
- 第6号議案 自己株式取得の件
- 第7号議案 剰余金処分の件
- 第8号議案 政策保有株式に係る定款変更の件
- 第9号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株価条件型  
譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件
- 第10号議案 自己株式の消却に係る定款変更の件
- 第11号議案 自己株式の消却の件

当社グループ第76期事業年度(2021年4月1日から2022年3月31日まで)における事業の状況のご報告にあたりご挨拶申し上げます。



当社グループでは、これまでも事業活動における環境負荷低減をはじめとして、「エコ&防災」事業の推進や環境貢献活動に取り組んでまいりましたが、これまでの活動を加速すべく2021年5月に「2050年脱炭素宣言」を発表し、2050年までに当社グループの事業活動に伴って排出されるCO<sub>2</sub>を実質ゼロにすることを宣言し、喫緊の社会課題である地球温暖化防止に貢献できる活動をさらに推し進めてまいります。

また、当社グループでは国際社会における共通のテーマであるSDGsと当社グループの社是・経営理念・CSR憲章等との関係性を整理したうえで、事業経営と社会貢献の両側面から取り組むべき課題を抽出した重点課題(マテリアリティ)を設定し、全グループメンバーが積極的に取り組む体制の構築を図っております。

株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2022年5月

代表取締役社長

小倉 博之

## 目次

第76期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	7
事業報告	37
連結計算書類	66
計算書類	68
監査報告	70
株主メモおよびトピックス	76

## 社 是

### 誠実

誠実とは心のふれあいである。  
真心のふれあい以て信頼は生まれる。

### 努力

努力とは想像する行為の持続力である。

### 奉仕

奉仕は自発的な行為、  
行動でお客様や社会のお役に立つこと。

## 経営理念

私たちは、常にお客様の立場に立って行動します  
私たちは、優れた品質で社会の発展に貢献します  
私たちは、積極性と和を重んじ日々前進します

## CSR憲章

1. 成長と共に
2. 社会と共に
3. 地球と共に
4. 働く仲間と共に

株主各位

証券コード 5930

2022年5月30日

東京都文京区西片一丁目17番3号

文化シャッター株式会社

代表取締役会長 潮崎敏彦

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

## 第76期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第76期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2022年6月20日（月曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月21日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都文京区西片一丁目17番3号  
文化シャッター株式会社 本社 2階ホール  
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項 1. 第76期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第76期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

<会社提案（第1号議案から第4号議案まで）>

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件

<株主提案（第5号議案から第11号議案まで）>

第5号議案	譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額承認の件
第6号議案	自己株式取得の件
第7号議案	剰余金処分の件
第8号議案	政策保有株式に係る定款変更の件
第9号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株価条件型譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件
第10号議案	自己株式の消却に係る定款変更の件
第11号議案	自己株式の消却の件

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年6月20日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

(2) インターネット等による議決権行使の場合

インターネット等により議決権を行使される場合には、6頁の【インターネット等による議決権行使のご案内】をご参照のうえ、2022年6月20日（月曜日）午後5時30分までに行使してください。

(3) 書面とインターネット等により二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第21条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.bunka-s.co.jp/ir/individual/meeting>）に掲載することにより、株主の皆様にご提供いたしております。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査をした書類の一部であります。

また、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.bunka-s.co.jp/>）に掲載させていただきます。

**【新型コロナウイルス感染拡大に伴う当社株主総会ご来場に関するご検討のお願い】**

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、当社第76期定時株主総会につきましては、議決権行使書のご返送やインターネット等により議決権を行使いただき、当日のご来場を見合わせていただくことも含めてご検討くださいますようお願い申し上げます。

特に感染による影響が大きいとされるご高齢や基礎疾患のある株主様、妊娠中の株主様におかれましては、感染の回避を最優先にお考えいただきたく、慎重なご検討、ご判断をお願い申し上げます。

なお、ご来場をされる場合には、マスクを着用するなどご自身および周囲への感染予防にご配慮賜りますようお願い申し上げます。また、会場にて体調不良と見受けられる株主様には、当社運営スタッフがお声掛けして入場をお控えいただくことがございますことを予めご了承くださいませよう併せてお願い申し上げます。

- インターネット等による議決権行使の方法につきましては、6頁の【インターネット等による議決権行使のご案内】をご参照いただきますようお願いいたします。
- 株主総会終了後に開催しております「株主懇談会」につきましては、感染拡大防止の観点から、本年も中止いたします。
- その他当社株主総会に関する件は、下記の当社ホームページに掲載しておりますので、ご参照いただきますようお願いいたします。  
IR情報／株主総会 <https://www.bunka-s.co.jp/ir/individual/meeting>
- 当日は、当社役員全員がマスク着用にて出席する旨および当社運営スタッフがマスク着用にて対応させていただく旨をご了承いただきますようお願いいたします。

# 議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

## 株主総会にご出席される場合

---



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

**日時** 2022年6月21日（火曜日）午前10時

## 書面（郵送）で議決権を行使される場合

---



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

**行使期限** 2022年6月20日（月曜日）午後5時30分到着分まで

## インターネット等で議決権を行使される場合

---



6頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

**行使期限** 2022年6月20日（月曜日）午後5時30分入力完了分まで

※ 書面（郵送）とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。

※ インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

## 書面による議決権行使のご案内

行使期限:2022年6月20日(月曜日)午後5時30分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送願います。  
 当社取締役会の意見にご賛成の場合は、株主提案に対する賛否ご記入欄の「否」の欄に○印をご表示願います。  
 ※各議案につき賛否のご表示が無い場合は、会社提案については賛成、株主提案については反対の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。



### ■記入方法のご案内

<b>議決権行使書</b> 株主番号 _____ 議決権行使個数 _____ 個		<b>お 願 い</b> 1. 株主総会にご出席されない場合は、この議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年6月20日午後5時30分までに到着するようにご返送ください。 2. 第3号議案の賛否をご表示の際、一部の候補者につき異なる意思を表示される場合は、「株主総会参考書類」に記載の当該候補者の番号をご記入ください。 3. 賛否のご表示は、黒色のボールペンにより、はっきりと○印をご記入ください。 4. 議決権をインターネットで行使される場合、下のQRコードをスマートフォンで読み取るか、裏面記載のウェブサイトアクセスしてご行使ください。この場合、議決権行使書が返送される必要はありません。																																							
文化シヤッター株式会社 御中 私は、2022年6月21日開催の貴社第76期定時株主総会（御総会または延会を含む）における各議案につき、右記（賛否を○印で表示）のとおり議決権を行使します。  2022年 月 日  各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案については、賛成、株主提案については反対の表示があったものとして取り扱います。  文化シヤッター株式会社	<table border="1"> <tr> <th>議案</th> <th>第1号議案</th> <th>第2号議案</th> <th>第3号議案 (下の候補者欄を参照)</th> <th>第4号議案</th> </tr> <tr> <td>会社提案</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>否</td> <td>否</td> <td>否</td> <td>否</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th>議案</th> <th>第5号議案</th> <th>第6号議案</th> <th>第7号議案</th> <th>第8号議案</th> <th>第9号議案</th> <th>第10号議案</th> <th>第11号議案</th> </tr> <tr> <td>株主提案</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>否</td> <td>否</td> <td>否</td> <td>否</td> <td>否</td> <td>否</td> <td>否</td> </tr> </table>	議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案 (下の候補者欄を参照)	第4号議案	会社提案	○	○	○	○		否	否	否	否	議案	第5号議案	第6号議案	第7号議案	第8号議案	第9号議案	第10号議案	第11号議案	株主提案	○	○	○	○	○	○	○		否	否	否	否	否	否	否	スマートフォン用 議決権行使 ウェブサイト ログインQRコード  <b>文化シヤッター株式会社</b>
議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案 (下の候補者欄を参照)	第4号議案																																					
会社提案	○	○	○	○																																					
	否	否	否	否																																					
議案	第5号議案	第6号議案	第7号議案	第8号議案	第9号議案	第10号議案	第11号議案																																		
株主提案	○	○	○	○	○	○	○																																		
	否	否	否	否	否	否	否																																		
インターネットと書面両方で議決権行使された場合は、インターネットを有効とします。 株主総会にご出席の際は、この用紙の右片を切り離さずそのまま会場受付にご提出ください。																																									

第1号議案から第4号議案は当社取締役会からご提案させていただき議案です。

第5号議案から第11号議案は一部の株主さまからのご提案です。取締役会としてはこれらの議案いずれにも反対しております。詳細は23頁以降をご参照ください。

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。 ▶ 賛成の場合:「賛」の欄に○印  
 ▶ 反対の場合:「否」の欄に○印

### ■記入例

会社提案・取締役会の意見にご賛同いただける場合

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案 (下の候補者欄を参照)	第4号議案
会社提案	○	○	○	○
	否	否	否	否

議案	第5号議案	第6号議案	第7号議案	第8号議案	第9号議案	第10号議案	第11号議案
株主提案	○	○	○	○	○	○	○
	否	否	否	否	否	否	否

会社提案・取締役会の意見に反対、株主提案に賛同される場合

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案 (下の候補者欄を参照)	第4号議案
会社提案	○	○	○	○
	否	否	否	否

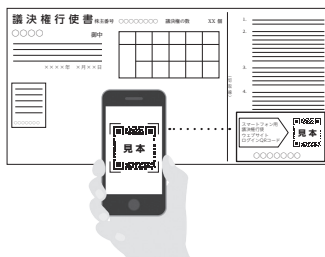
議案	第5号議案	第6号議案	第7号議案	第8号議案	第9号議案	第10号議案	第11号議案
株主提案	○	○	○	○	○	○	○
	否	否	否	否	否	否	否

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

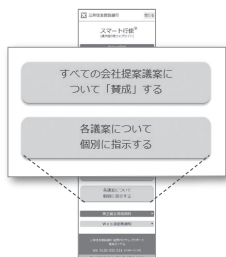
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

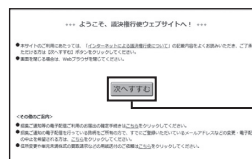
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



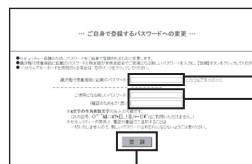
「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力  
「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力  
実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください  
「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。



議案および参考事項

<会社提案（第1号議案から第4号議案まで）>

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、財務体質の強化と安定的な利益確保により、株主の皆様への安定配当を継続する基本方針ならびに当事業年度の業績を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 3,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 3,000,000,000円

2. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金20円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は1,343,959,320円となります。

(2021年12月1日に中間配当金として1株につき20円を支払済みでありますので、当事業年度の配当金は1株につき40円となります。)

(3) 剰余金の配当の効力発生日

2022年6月22日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

変更の理由は次のとおりであります。

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第21条は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。  
また、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (2) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第21条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (3) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第20条 (条文省略)	第1条～第20条 (現行どおり)
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)	
第21条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>第22条～第42条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第21条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第22条～第42条 (現行どおり)</p> <p>(附則)</p> <p><u>現行定款第21条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第21条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>前記の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第21条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前記の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

招集(通知)

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、取締役会からの諮問により構成員の過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会における審議等を経ております。また、当社の監査等委員会は全ての候補者について適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者およびその選任理由は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当	
1	しお ぎき とし ひこ 潮 崎 敏 彦	代表取締役会長	再任
2	お ぐら ひろ ゆき 小 倉 博 之	代表取締役社長 執行役員社長	再任
3	しま むら よし のり 嶋 村 悦 典	取締役専務執行役員 設計、施工、新事業、 商品開発担当	再任
4	ふじ た よし のり 藤 田 義 徳	取締役常務執行役員 営業担当	再任
5	み た みつる 三 田 充	取締役常務執行役員 東日本事業本部長	再任
6	いち かわ はる ひこ 市 川 治 彦	取締役常務執行役員 業務担当	再任
7	やま さき ひろ き 山 崎 浩 樹	取締役上席執行役員 西日本事業本部長	再任

(注) 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が負担することとなる損害賠償金等の損害を当該保険契約によって補填することとしております。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

候補者  
番号

1

しお ざき とし ひこ  
**潮崎 敏彦**

1947年（昭和22年）12月13日生まれ

再任

招集（通知）

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

## ■略歴、地位および担当

1970年（昭和45年）3月 当社入社  
1984年（昭和59年）4月 当社福岡工場長  
1987年（昭和62年）4月 当社福岡支店長  
1990年（平成2年）4月 当社千葉支店長  
1993年（平成5年）4月 当社システム部長  
1998年（平成10年）10月 当社人事部長  
2006年（平成18年）4月 当社執行役員人事部長  
2007年（平成19年）4月 当社執行役員業務担当  
2007年（平成19年）6月 当社取締役上席執行役員業務担当  
2009年（平成21年）4月 当社取締役上席執行役員企画管理本部長  
2011年（平成23年）4月 当社取締役常務執行役員業務担当  
2012年（平成24年）6月 当社取締役専務執行役員業務担当  
2016年（平成28年）4月 当社代表取締役社長 執行役員社長  
2021年（令和3年）4月 当社代表取締役会長  
(現在に至る)

## ■重要な兼職の状況

一般社団法人 日本シャッター・ドア協会 会長（2022年5月24日就任）

## ■当社との特別の利害関係

なし

## ■所有する当社の株式数

91,000株

## ■取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者として指名する理由

潮崎敏彦氏は、1970年の入社以来、製造部門や営業部門、本社管理部門の責任者を歴任するなど、あらゆる業務における幅広い経験を有しております。2007年の当社取締役就任以後は、主に管理部門およびグループ会社の業務執行を統括し、当社グループの業容拡大に貢献しております。その後、2016年には代表取締役社長に就任、5か年の中期経営計画の実行を強力に牽引し、2021年の代表取締役会長就任以後は、取締役会議長をはじめとして、当社グループ全体の事業経営に取り組むなど、取締役としての職責を果たしております。

このような理由から、今後も当社グループの経営方針や企業戦略の意思決定に適任と考え、同氏を引き続き取締役候補者として指名いたします。

候補者  
番号

2

お ぐ ら ひ ろ ゆ き  
小 倉 博 之

1955年（昭和30年）3月24日生まれ

再任

## ■略歴、地位および担当

1980年（昭和55年）7月 当社入社  
2002年（平成14年）4月 当社南九州支店長  
2005年（平成17年）4月 当社九州特販支店長  
2008年（平成20年）4月 当社中四国支社長  
2010年（平成22年）4月 当社執行役員九州支社長  
2011年（平成23年）4月 当社執行役員西日本事業本部長  
2011年（平成23年）6月 当社取締役上席執行役員西日本事業本部長  
2016年（平成28年）4月 当社取締役上席執行役員ビル建材事業本部長  
2018年（平成30年）4月 当社取締役常務執行役員営業担当  
2021年（令和3年）4月 当社代表取締役社長 執行役員社長  
（現在に至る）

## ■重要な兼職の状況

なし

## ■当社との特別の利害関係

なし

## ■所有する当社の株式数

28,200株

## ■取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者として指名する理由

小倉博之氏は、1980年の入社以来、主に営業部門における幅広い業務経験や専門的知見を有しております。2011年の当社取締役就任以後は、西日本エリアの営業部門責任者、大手ゼネコン担当部門の責任者、そして営業部門の統括責任者を歴任するなど、当社グループの業容拡大に貢献しております。また、2021年の代表取締役社長就任以後は、新たな3か年の中期経営計画の実行において強いリーダーシップを発揮するなど、当社グループの業容拡大に貢献し、取締役としての職責を果たしております。

このような理由から、今後も当社グループの経営方針や企業戦略の意思決定に適任と考え、同氏を引き続き取締役候補者として指名いたします。

候補者  
番号

3

しまむら よし のり  
嶋村悦典

1955年（昭和30年）3月1日生まれ

再任

招集（通知）

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

## ■略歴、地位および担当

- 1978年（昭和53年）4月 当社入社
- 2003年（平成15年）4月 当社住建支社技術室長
- 2008年（平成20年）4月 当社商品開発部長
- 2010年（平成22年）4月 当社執行役員商品開発部長
- 2011年（平成23年）4月 当社執行役員商品開発担当 兼 商品開発部長
- 2011年（平成23年）6月 当社取締役上席執行役員商品開発担当 兼 商品開発部長
- 2013年（平成25年）4月 当社取締役上席執行役員新事業、新商品担当 兼 商品開発部長
- 2014年（平成26年）4月 当社取締役上席執行役員新事業、新商品担当
- 2018年（平成30年）4月 当社取締役常務執行役員製造、設計、施工、新事業、商品開発担当
- 2020年（令和2年）4月 当社取締役常務執行役員設計、施工、新事業、商品開発担当
- 2021年（令和3年）4月 当社取締役専務執行役員設計、施工、新事業、商品開発担当  
（現在に至る）

## ■重要な兼職の状況

なし

## ■当社との特別の利害関係

なし

## ■所有する当社の株式数

46,000株

## ■取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者として指名する理由

嶋村悦典氏は、1978年の入社以来、主に技術部門における幅広い業務経験や専門的知見を有しております。2011年の当社取締役就任以後は、技術部門および新事業、新商品開発をはじめとして製造部門、設計・施工部門等の担当役員として当社グループの業容拡大に貢献するなど、取締役としての職責を果たしております。

このような理由から、今後も当社グループの経営方針や企業戦略の意思決定に適任と考え、同氏を引き続き取締役候補者として指名いたします。

## ■略歴、地位および担当

- 1983年（昭和58年）4月 当社入社
- 2003年（平成15年）4月 当社福岡支店長
- 2007年（平成19年）4月 当社広島支店長
- 2010年（平成22年）4月 当社ドア・パーティション事業部三部長
- 2011年（平成23年）4月 当社九州支店長
- 2014年（平成26年）4月 当社執行役員九州支店長
- 2016年（平成28年）4月 当社常務執行役員西日本事業本部長
- 2017年（平成29年）6月 当社取締役上席執行役員西日本事業本部長
- 2019年（平成31年）4月 当社取締役上席執行役員東日本事業本部長
- 2021年（令和3年）4月 当社取締役常務執行役員営業担当  
（現在に至る）

## ■重要な兼職の状況

なし

## ■当社との特別の利害関係

なし

## ■所有する当社の株式数

8,037株

## ■取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者として指名する理由

藤田義徳氏は、1983年の入社以来、主に西日本エリアの営業部門やドア、パーティションの営業部門等における幅広い業務経験や専門的知見を有しております。2017年の当社取締役就任以後は、主に西日本エリアおよび東日本エリアの営業部門責任者を歴任し、また2021年からは営業部門の統括責任者として当社グループの業容拡大に貢献するなど、取締役としての職責を果たしております。

このような理由から、今後も当社グループの経営方針や企業戦略の意思決定に適任と考え、同氏を引き続き取締役候補者として指名いたします。



## ■略歴、地位および担当

- 1982年（昭和57年）4月 当社入社
- 2001年（平成13年）4月 当社多摩支店長
- 2005年（平成17年）4月 当社神奈川支店長
- 2009年（平成21年）4月 当社福岡支店長
- 2011年（平成23年）4月 当社中部支店長
- 2013年（平成25年）4月 当社執行役員特需事業本部長
- 2014年（平成26年）4月 文化シャッターサービス株式会社代表取締役社長
- 2018年（平成30年）4月 当社常務執行役員ビル建材事業本部長
- 2018年（平成30年）6月 当社取締役上席執行役員ビル建材事業本部長
- 2021年（令和3年）4月 当社取締役常務執行役員東日本事業本部長  
（現在に至る）

## ■重要な兼職の状況

なし

## ■当社との特別の利害関係

なし

## ■所有する当社の株式数

13,700株

## ■取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者として指名する理由

三田充氏は、1982年の入社以来、主に営業部門における幅広い業務経験や専門的知見を有しております。その後、2013年からは新事業部門の責任者、2014年からは当社製品のアフターメンテナンス等を手掛けるグループ会社の社長を歴任し、2018年の当社取締役就任以後は、主に大手ゼネコン担当部門の責任者として、また2021年からは東日本エリアの営業部門責任者として当社グループの業容拡大に貢献するなど、取締役としての職責を果たしております。

このような理由から、今後の当社グループの経営方針や企業戦略の意思決定に適任と考え、同氏を引き続き取締役候補者として指名いたします。

候補者  
番号

6

いちかわ はる ひこ  
市川 治彦

1960年（昭和35年）1月27日生まれ

再任

## ■略歴、地位および担当

1983年（昭和58年）4月 当社入社  
2007年（平成19年）4月 当社人事部長  
2012年（平成24年）4月 当社人事総務部長  
2013年（平成25年）4月 当社執行役員人事総務部長  
2016年（平成28年）4月 当社常務執行役員業務担当  
2018年（平成30年）6月 当社取締役上席執行役員業務担当  
2021年（令和3年）4月 当社取締役常務執行役員業務担当  
（現在に至る）

## ■重要な兼職の状況

なし

## ■当社との特別の利害関係

なし

## ■所有する当社の株式数

13,600株

## ■取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者として指名する理由

市川治彦氏は、1983年の入社以来、主に本社管理部門における人事・労務や総務等の専門的知見を有するほか、営業推進部門における幅広い業務経験も有しております。2016年以後は経理、財務、グループ経営等を含めた本社管理部門の統括責任者、2018年の当社取締役就任後も同様に本社管理部門の統括責任者として、当社グループの業容拡大に貢献するなど、取締役としての職責を果たしております。

このような理由から、今後の当社グループの経営方針や企業戦略の意思決定に適任と考え、同氏を引き続き取締役候補者として指名いたします。

## ■略歴、地位および担当

- 1985年（昭和60年）4月 当社入社
- 2007年（平成19年）4月 当社四国支店長
- 2009年（平成21年）4月 当社関西特販支店長
- 2011年（平成23年）4月 当社中四国支店長
- 2015年（平成27年）4月 当社西日本事業本部業務部長
- 2016年（平成28年）4月 当社営業企画部長
- 2017年（平成29年）4月 当社執行役員営業企画部長
- 2019年（平成31年）4月 当社常務執行役員西日本事業本部長
- 2019年（令和1年）6月 当社取締役上席執行役員西日本事業本部長  
（現在に至る）

## ■重要な兼職の状況

なし

## ■当社との特別の利害関係

なし

## ■所有する当社の株式数

4,300株

## ■取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者として指名する理由

山崎浩樹氏は、1985年の入社以来、主に営業部門において、西日本エリアの営業部門やゼネコン営業担当部門などにおける、幅広い業務経験や専門的知見を有しております。2016年の営業企画部門責任者就任以後は、全社の営業政策立案等に従事し、2019年より西日本エリアの営業部門責任者として、同年の当社取締役就任後も同様に西日本エリアの営業部門責任者として、当社グループの業容拡大に貢献するなど、取締役としての職責を果たしております。

このような理由から、今後の当社グループの経営方針や企業戦略の意思決定に適任と考え、同氏を引き続き取締役候補者として指名いたします。

<ご参考> 本定時株主総会後の取締役会の構成（スキル・マトリックス）

本定時株主総会において第3号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会の構成および専門性は以下のとおりです。

	企業経営	業界知識 ・知見	ESG	法務 コンプライ アンス リスクマネ ジメント	人事労務 人材育成	財務会計 金融 M&A	営業 マーケ ティング	商品開発 製造 品質管理	国際経験 海外ビジ ネス
潮崎 敏彦	○	○	○	○	○	○	○	○	
小倉 博之	○	○	○	○	○	○	○	○	
嶋村 悦典	○	○	○				○	○	○
藤田 義徳	○	○	○				○		
三田 充	○	○	○				○		
市川 治彦	○	○	○	○	○	○			
山崎 浩樹	○	○	○				○		
松山 成強	○	○	○	○		○		○	
飯名 隆夫	○	○	○				○		
藤田 昇三	○	○	○	○					○
阿部 和史	○	○	○	○	○			○	
早坂 善彦	○	○	○				○		

## 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件

### 1. 提案の理由および当該報酬制度を相当とする理由

当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬は、「月額報酬」および「役員賞与」で構成されていますが、本議案は、当社の取締役（下記のとおり、監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。）を対象に、新たに業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することについてご承認をお願いするものです。なお、その詳細につきましては、下記2. の枠内で取締役会にご一任いただきたく存じます。

本制度は、取締役の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動によるリスク・リターンを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

具体的には、2017年6月27日開催の第71期定時株主総会においてご承認いただきました取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬の限度額（年額600百万円以内。ただし、使用人分給与は含みません。）とは別枠で、本制度による新たな報酬を、2023年3月31日で終了する事業年度から2027年3月31日で終了する事業年度までの5事業年度（以下、「対象期間」といいます。）の間に在任する取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。）に対して支給するというものです。

本制度の導入目的は上記のとおりです。また、当社は2022年5月12日開催の取締役会において本議案の承認可決を条件として当社における取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を本事業報告53頁から54頁に記載のとおり変更することを決議しているところ、本議案は当該変更後の方針に沿った報酬等を支給するために必要かつ合理的な内容になっています。以上より、本議案の内容は相当なものであると判断しております。

なお、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと本制度の対象となる取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。）は7名となります。

### 2. 本制度における報酬等の額・内容等

#### (1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。以下同様です。）に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通

じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

① 本制度の対象者	当社取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）
② 対象期間	2023年3月末日に終了する事業年度から2027年3月末日に終了する事業年度まで
③ ②の対象期間において、①の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計金600百万円
④ 当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法または取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法
⑤ ①の対象者に付与されるポイント総数の上限	1事業年度あたり60,000ポイント
⑥ ポイント付与基準	役位および業績目標の達成度等に応じたポイントを付与
⑦ ①の対象者に対する当社株式の交付時期	原則として退任時

## (2) 当社が拠出する金銭の上限

本信託の当初の信託期間は約5年間とし、当社は、対象期間中に、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計金600百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として拠出し、下記（3）③のとおり受益権を取得する取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を当社の自己株式の処分による方法または取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、取得します。

注：上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用についても、合わせて信託します。

なお、当社の取締役会の決定により、対象期間を5事業年度以内の期間を都度定めて延長するとともに、これに伴い本信託の信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の事業年度数に金120百万円を乗じた金額を上限

とする金銭を本信託に追加拠出し、下記（３）のポイント付与および当社株式の交付を継続します。

また、上記のように対象期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

### （３）取締役に交付される当社株式の算定方法および上限

#### ① 取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位および業績目標の達成度等に応じたポイントを付与します。

ただし、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、１事業年度あたり60,000ポイントを上限とします。

なお、当初対象期間における業績目標の達成度を評価する指標は、ROE等とすることを予定しています。

#### ② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手續に従い、当社株式の交付を受けます。ただし、取締役が自己都合により退任する場合等には、それまでに付与されたポイントの全部または一部は消滅し、消滅したポイント見合いの当社株式については交付を受けないものとします。

なお、１ポイントは当社株式１株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、１ポイントあたりの当社株式数はかかる分割比率・併合比率等に応じて調整されるものとします。

#### ③ 取締役に対する当社株式の交付

各取締役は原則としてその退任時に所定の手續を行って本信託の受益権を取得し、本信託の受益者として、本信託から上記②の当社株式の交付を受けます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(4) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社および当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(5) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。



## <株主提案（第5号議案から第11号議案まで）>

第5号議案および第6号議案は、株主（1名）からのご提案によるものであります。

以下の議題、議案の要領および提案の理由は、議案ごとに整理し、当該株主から提案された株主提案書の原文のまま記載しております。

### 第5号議案 譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額承認の件

#### 議案の要領及び提案の理由

##### 1. 議案の要領

当社の取締役の報酬限度額は、2017年6月27日開催の株主総会において、年額600百万円以内（ただし、監査等委員である取締役を除く）、監査等委員である取締役については年額100百万円以内とすることが承認されているが、今般、当社の取締役に対し、当社の企業価値の持続的向上を図るインセンティブを与えるとともに、当社の取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的として、上記報酬枠とは別枠で、当社の取締役（ただし、監査等委員である取締役を除く）に対し、新たに年額600百万円以内、付与株式数の上限600,000株の譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を、監査等委員である取締役に対し、新たに年額100百万円以内、付与株式数の上限100,000株の譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を、それぞれ付与することとする。譲渡制限期間は、付与から3年間とする。具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定するが、業績連動型のインセンティブ制度として設計し、かつ、業績基準を満たす場合には累計で固定報酬の3倍相当の譲渡制限付株式を今後3年間で付与するよう設計するものとする。

##### 2. 提案の理由

当社は、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入しておらず、取締役と株主との価値共有が十分に図られているとは言えません。今般、取締役に対し本制度を導入するとともに、本制度の対象者を当社の全取締役（監査等委員である取締役を含む）とするのみならず、執行役員を含めた上位20名の当社経営幹部を対象とすべきと考えます。また、本制度の対象役職員に対し、累計で固定報酬又は給与の3倍相当の譲渡制限付株式を今後3年間かけて付与することを提案いたします。経済産業省が2014年4月に発行し、その後継続的に改訂している「攻めの経営を促す役員報酬」にも記載されている通り、株主目線での経営を促し、中長期の業績向上のためのインセンティブを与えるために、経営幹部に適切かつ効果的な株式報酬を付与することが望ましいと考えています。

## 【第5号議案に対する当社取締役会の意見】

当社取締役会としては、[第5号議案に反対](#)いたします。

当社の取締役の報酬等は、当社経営方針の実現ならびに当社企業価値の継続的かつ中長期的な向上に資するため、個々の取締役の役割と責務等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。当社は、本総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。以下も同様です。）を対象に、基本方針を踏まえ取締役の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動によるリスク・リターンを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、新たに業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。本制度内容は会社提案第4号議案参照。）を導入することについてご承認をお願いしており、原案どおり承認可決されますと、当社の取締役の報酬は、「月額報酬」、「役員賞与」および本制度による「株式報酬」により構成されることとなります。

本制度の導入にあたっては、外部専門機関の役員報酬調査データ等を参考に取締役の報酬全体の水準、報酬の種類ごとの割合の妥当性を検討しております。また、当社は取締役の報酬に関する客観性ならびに説明責任の強化を目的に、取締役会の任意の諮問機関として独立社外取締役を構成員の過半数とする指名・報酬委員会を設置しており、本制度の導入についても指名・報酬委員会の審議を経たうえで、株主総会に諮っております。

本制度の導入に伴い、役員報酬の算出方法等について見直しを行っており、「月額報酬」は従来どおり役位や職責等を勘案した上で算出、「役員賞与」は当期純利益等の収益性指標、「株式報酬」は収益性指標および資本効率性指標を設定し、その達成度等により算出をすることとしております。そして、報酬等の種類ごとの割合については、外部専門機関の役員報酬調査データ等を参考に、「月額報酬」、「役員賞与」（指標100%達成時）および「株式報酬」（指標100%達成時）の割合は6：3：1を目安として決定することとしております。

こうした報酬制度下において、譲渡制限付株式報酬制度の対象となる取締役の報酬の限度額を年額700百万円以内、付与株数の上限は700,000株以内（そのうち、監査等委員である取締役の報酬の限度額を年額100百万円以内、付与株数の上限は100,000株以内）とし、業績基準を満たす場合には累計で固定報酬の3倍相当の譲渡制限付株式を今後3年間で付与するよう設計する旨の本株主提案は、当社の取締役の報酬等の基本方針とは乖離したものであり、かつ月額報酬および役員賞与の報酬体系とのバランスを欠く過大な株式報酬枠であると考えます。業績連動型株式報酬制度の導入にあたっては、取締役に適切なインセンティブを付与する観点とともに、制度導入に伴う希薄化率、従業員との報酬格差等、当社のステークホルダーに配慮した制度設計が望ましいと考えます。加えて、本株主提案では、監査等委員である取締役も含めた譲渡制限付株式報酬制度の導入が提案されておりますが、監査等委員である取締役は、取締役の業務執行を監査し、経営の監査・監督機能を強化することが求められており、その職務内容に照らして過度なインセンティブを付与することはなじまないことから、業績と連動する本制度の対象に含めることは適切ではないと考えております。

したがって、[当社取締役会としては本株主提案に反対](#)いたします。

## 第6号議案 自己株式取得の件

### 議案の要領及び提案の理由

#### 1. 議案の要領

会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から1年以内に、当社普通株式を、株式総数7,100,000株、取得価額の総額金7,100,000,000円を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

#### 2. 提案の理由

株主還元の拡充を図り、資本効率の向上を図るため、当社が発行済株式総数（自己株式を除く）の約10%を自己株式として取得し、会社法第178条に基づき消却する施策を採用すべきと考えます。

### 【第6号議案に対する当社取締役会の意見】

当社取締役会としては、[第6号議案に反対](#)いたします。

当社は、2021年度から2023年度における中期経営計画にて発表しているとおり、総額100億円の自己株式の取得を行い、株主還元の拡充を図る方針です。既に2021年度におきまして50億円の自己株式の取得を完了しており、残りの50億円分につきましても、期間内に取得する予定です。また、当社の収益基盤を強化するため、同期間内におきまして150億円のM&Aを実施する予定ではありますが、M&Aが条件や機会等の都合上計画未達となる場合は、自己株式の取得のさらなる実施を検討する予定であります。

当社といたしましては、株主還元の重要性を認識しており、上記中期経営計画のとおり自己株式を取得することは決定しているものの、その時期や金額は、本株主提案に定める時期や金額で実施するのではなく、上記中期経営計画における還元性向および実際の当社業績に基づき、当社株式の取引の状況および株価を踏まえながら適切な時期・金額を検討した上で実施したいと考えております。

なお、当社定款第7条には、取締役会の決議をもって市場取引等により自己株式の取得を行うことができる旨を定めておりますので、上記中期経営計画の株主還元政策を実現するため、機動的に取締役会にて審議を行い自己株式の取得を行うことを検討していきたいと考えております。

したがって、[当社取締役会は、本株主提案に反対](#)いたします。

第7号議案から第11号議案は、株主（2名）からの共同のご提案によるものであります。

以下の頭書き、議題、提案の内容および提案の理由は、議案ごとに整理し、当該株主から提案された株主提案書の原文のまま記載しております。

以下の3及び5の議案（以下「定款変更議案」という。）については、定款変更議案及び本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決または否決により、定款変更議案として記載した各章または各条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、定款変更議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。下記の各株主提案の詳細な説明は、<https://stracap.jp/proposal-for-bunkashutter-from-sc-2022.com/>又は株式会社ストラテジックキャピタルのホームページ右上の特設サイトリンク<https://stracap.jp/>を参照されたい。なお、各株主提案において記載する会社数値は（単体）と記載がない限りは全て連結計算書類に基づいている。

（会社注）上記「3及び5の議案」とは、第8号議案および第10号議案を指しております。

## 第7号議案 剰余金処分の件

### 1. 提案の内容

#### （1） 配当財産の種類 金銭

#### （2） 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

113円から、第76期定時株主総会において可決された当社取締役会が提案した剰余金処分に係る議案に基づく普通株式1株当たり配当金額、当社定款39条に基づいて第76期定時株主総会の開催日までに2022年3月期末の剰余金の処分（処分の予定を含む。）として当社取締役会が決定した普通株式1株当たりの配当金額及び2022年3月期普通株式1株当たりの中間配当金額20円（これらを合計したものを以下「会社配当金額」という。）を控除した金額を、会社配当金額に加えて配当する。

第76期1株当たり当期純利益金額から小数点以下を切り捨てた金額（以下「実績EPS」という。）が113円と異なる場合は冒頭の113円を実績EPSに読み替える。

なお、配当総額は、当社の第76期定時株主総会の議決権の基準日現在の配当の対象と

- なる株式数を乗じた額となる。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

当社の第76期定時株主総会の開催日の翌日

なお、本議案は、第76期定時株主総会に会社側利益処分案が提案された場合、同提案とは独立かつ同提案と両立するものとして、追加で提案するものである。

## 2. 提案の理由

本件は、当期純利益全てを配当金とすることに加え、今後の中長期的な資本政策として配当性向100%が採用されることを期待した提案である。

当社の自己資本比率は2021年3月末現在で50.1%と、当社と同じくシャッターを中心に扱う総合建材メーカー大手よりも高い水準である一方、ROEは当該大手よりも低い水準に留まる。さらに、当社の保有する現預金と有価証券等から借入金等を引いたネットキャッシュは2021年3月末現在で313億円に上り、これは2022年3月末現在の時価総額の44%に達する。

当社がこれ以上自己資本を増加させてもROEが低下するだけであり、会社内に資金を留保する必要はない。事業に係る投資は有利子負債を活用し、当期純利益は株主に還元することが株主価値向上につながる。

そして、第76期以降も資本政策として配当性向100%を採用し、中長期的にも自己資本を積み上げないことを明らかにされたい。

## 【第7号議案に対する当社取締役会の意見】

当社取締役会としては、[第7号議案に反対](#)いたします。

当社の配当政策の基本的な考え方は、財務体質の強化と安定的な利益確保により、株主の皆様への安定配当を継続しつつ、当該事業年度の業績を勘案して配当額を決定することとしております。

株主還元を拡充するため、2021年度から2023年度における中期経営計画では、配当性向35%を目安とした上で、3年間で総額100億円の自己株式を取得する計画を表明し、初年度である2021年度においては、1株当たりの配当を40円（中間配当と期末配当の合計）とし、50億円の自己株式の取得を実施したことで、総還元性向は100%を超えております。上記中期経営計画の3年間の平均で70%を超える総還元性向を計画しております。

当社グループは、当社の経営理念のもと機動的な株主還元をはじめ、気候変動対策や雇用の確保維持、事業成長エンジンとなる新商品の開発等、経営の安定成長を推し進め、全てのステークホルダーからの期待に応えなければならないと考えております。また、昨今の世界情勢による急激な事業環境の悪化に対しても揺るがない経営基盤を築き、サプライチェーンの確保と安定供給を維持する必要があります。そのような認識の下、内部留保資金については、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、今まで以上にコスト競争力を高め、市場ニーズに応える技術・製造開発体制を強化し、上記中期経営計画における『未来を切り開く、快適環境のソリューショングループをめざして』を基本テーマとして有効投資していくことを基本的な考えとしております。それらを踏まえ持続的な安定成長には財務基盤の安定維持と事業収益拡大のための投資は引き続き最重要課題と考えております。

なお、当社グループは、資本政策の動向が株主の利益や投資家の投資意欲に重要な影響を与え得ることを踏まえ基本的な資本コスト指標を開示しているところ、投資に対する資金調達につきましては、自己資金の活用と外部調達も併せて検討し、自己資本の肥大化を抑制し、資本コストを意識した経営に努めることが重要であると考えております。

本株主提案は2022年3月期における当期純利益の全額を配当することを内容とするものですが、このような配当を実施することは、中長期的な経営課題の達成に支障を来すおそれがあるとともに、株主の皆様に対する将来の安定的な株主還元の継続を困難にする懸念を生じさせるものであり、上記中期経営計画に基づく配当および自己株式取得によって、株主の皆様に対する十分な還元を実現し、もって当社株式価値の向上を図ることができるものと考えております。

したがいまして、[当社取締役会は、本株主提案に反対](#)いたします。



## 第8号議案 政策保有株式に係る定款変更の件

### 1. 提案の内容

現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

#### 第8章 政策保有株式

(政策保有株式の目的の検証と結果の開示)

##### 第43条

- (1) 当社は、当社が保有する政策保有株式の保有目的である「良好な関係の維持、強化」が、政策保有株式の保有によって実際に果たされているかを検証するため、少なくとも年1回以上、保有する政策保有株式の発行会社に対して、当該株式の売却を希望する旨を伝える。
- (2) 当社は、前項の発行会社への売却の打診に対して得られた発行会社からの回答の内容を、発行会社ごとに、当社が東京証券取引所に提出するコーポレートガバナンスに関する報告書で開示する。

### 2. 提案の理由

当社は2021年3月期現在、98億円強、54銘柄の政策保有株式を保有し、その保有目的を「良好な関係の維持、強化」と説明している。しかし、ほぼ全ての発行会社は、コーポレートガバナンス・コード補充原則1-4-1をコンプライしている上、提案株主は発行会社に問い合わせを行い、大和ハウス工業株式会社を含めた複数社から、株式保有と取引の関係性を否定する回答を受領している。

従って、当社の2021年3月期有価証券報告書に記載されている政策保有株式の保有目的に誤りがあることは明らかである。

そこで、本株主提案では、政策保有株式の保有目的が実際に果たされているかを再検証することを求めている。提案株主は、政策保有株式を一切保有すべきではないと考えているが、少なくとも、上記の検証の結果、保有目的が果たされないことが判明した政策保有株式については、保有の合理性が認められていないため、速やかに縮減すべきである。

## 【第8号議案に対する当社取締役会の意見】

当社取締役会としては、[第8号議案に反対](#)いたします。

当社は、事業の拡大や持続的発展ならびに取引先との安定的な取引の維持・強化や業務提携の強化を図ることを目的として、当社の中長期的な企業価値の向上に資すると判断された場合に政策保有株式を中長期的に保有してきました。また、取締役会において中長期的な観点から保有することのメリットとリスクなどを踏まえ、個別銘柄ごとに配当金・関連取引利益等の関連収益が当社資本コストに見合っているかを検証した上で、合理性および必要性の観点に基づきそれを精査し、保有の適否を判断しております。その検証の結果、保有の合理性が認められなくなったと判断される銘柄については売却を推し進め、保有株式の縮減を図る方針としております。

現状当社は上記の方針に基づき、政策保有株式の縮減を進めており、2018年3月期の59社（純資産比率15.8%）から2022年3月期の46社（同9.2%）へと縮減を進めております。今後におきましても政策保有株式の縮減を継続していく方針であります。

当社取締役会といたしましては、政策保有株式の保有の適否の判断は、上記の保有の合理性を検証する方法に従って取締役会にて銘柄ごとに個別に議論すべき事項であり、かかる検証を行うことなく、本株主提案のように定款で一律に規定することは、経営に柔軟性を欠かせることになり、企業価値を毀損させる可能性があることに加え、当社の政策保有株式に関する上記の方針にそぐわないものであること、また、本株主提案において定款の規定とすることを求める内容は、会社の根本規則である定款に記載するのになじまないものであると考えております。

したがいまして、[当社取締役会は、本株主提案に反対](#)いたします。



## 第9号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株価条件型譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件

### 1. 提案の内容

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という）に対して、中期経営計画の推進を通じた株主価値の向上を図るとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対して、新たに「株価条件型譲渡制限付株式」の付与のための報酬等を支給する（以下「本制度」という）。

本議案に基づき、対象取締役に対して「株価条件型譲渡制限付株式」の付与のために支給する報酬等は金銭報酬債権とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、2017年6月27日開催の第71期定時株主総会において承認された取締役の報酬等（年額600百万円以内）の限度額とは別枠にて、年額800百万円以内とする。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名・報酬委員会の諮問を経て取締役会において決定する。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は、1,000,000株以内（ただし、本株主提案がなされた日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む）又は株式併合が行われた場合その他本制度に基づき発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する）とする。

なお、その1株当たりの払込金額は取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額としない範囲において、当社の取締役会において決定する。

#### 「株価条件型譲渡制限付株式」の概要

「株価条件型譲渡制限付株式」は、対象取締役に対して、2023年3月31日で終了する事業年度及び2024年3月31日で終了する事業年度までの2事業年度（以下「株価評価期間」という）における、当社の取締役会が予め定める株価指標に係る目標（以下「株価目標」という）の達成度に応じて、株価評価期間の終了後に、「株価条件型譲渡制限付株式」を付与するために、金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付させることで、対象取締役に、当社が発行又は処分する当社の普通株式である。対象取

締役は当社の取締役会が予め定める地位を退任した直後の時点までの間、「株価条件型譲渡制限付株式」について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の額の算定方法や、対象取締役に対する当社の普通株式の割当条件等は、以下のとおりである。

なお、当該金銭報酬債権の支給及び当社普通株式の割当ては、上記の現物出資に同意していることに加え指名・報酬委員会の諮問を経て取締役会において決定する、無償取得事由等の定め及びその他の事項を含む契約を締結することを条件とする。

#### (1) 金銭報酬債権の額の算定方法

対象取締役に対して支給する「株価条件型譲渡制限付株式」を付与するための金銭報酬債権の額は、対象取締役に対して最終的に割り当てる当社の普通株式の数（以下「最終割当株式数」という）に株価評価期間終了後に開催される当該割当てのための株式の発行又は処分を決定する取締役会の決議日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値を基礎として対象取締役に特に有利にならない価額を乗じることにより算定される。最終割当株数は、予め取締役会において役員毎に定めた株式数に、以下のとおり算定される株価目標の達成度に応じた割合を乗じて算定した数とする。

- ① 当社の株価純資産条件倍率（注）が1倍以下の場合：零
- ② 当社の株価純資産条件倍率が1倍を超え1.5倍以下の場合：（当社の株価純資産条件倍率－1）× 2
- ③ 当社の株価純資産条件倍率が1.5倍を超えた場合： 1

（注）「株価純資産条件倍率」とは、株価評価期間の当社の株価純資産条件倍率で、以下の式で算出する数値とする。

A：株価評価期間の最終事業年度の末日（同日を含む）の直前3か月の各日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値から算出した株価の平均値

B：株価評価期間の最初又は最終の事業年度の通期決算における当社の1株当たり連結純資産（発行済株式数から自己株式数を控除するほか、企業会計基準適用指針第4号「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」に従い算定する。）のいずれか大きい方

$$\text{株価純資産条件倍率} = A \div B$$

#### (2) 対象取締役に対する当社の普通株式の割当条件

当社は、対象取締役が次の各号のいずれの要件をも満たした場合又は当社の取締役会が本制度の趣旨を達成するために必要と認めた場合に、株式評価期間終了後、対象取締役に対して最終割当株式数の当社の普通株式を割り当てる。

- ① 対象取締役が、株価評価期間中、6カ月以上継続して当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の地位にあったこと
  - ② 当社の取締役会で定める一定の非違行為がなかったこと
- なお、当社は、株価評価期間中に対象取締役が任期満了、死亡その他の正当な理由により対象取締役の地位を退任した場合には、退任した者（死亡による退任の場合にはその承継者）に割り当てる当社の普通株式の数を、在任期間等を踏まえて合理的に調整する。

### (3) 組織再編等における取扱い

上記にかかわらず、当社は、株価評価期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、株価評価期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間及び当該時点における株価目標の達成見込み等を踏まえて合理的に調整した数の当社の普通株式を、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、対象取締役に対して割り当てる。

## 2. 提案の理由

そもそも、同業他社の株価水準が解散価値を大きく超えているにもかかわらず、当社の株主価値は解散価値未満である。そのようななか、当社は、現行の中期経営計画において株主資本コストを上回るROEの達成を目標に掲げているが、その成果を株価に反映させ、株主価値を向上させることが取締役の責務である。

本提案にかかる報酬制度は、以上の状況に鑑み、株価が解散価値を超えることを支給の条件としたうえで、対象取締役がROEの向上や資本コストの低減等によって株価純資産倍率を高めた成果を対象取締役の報酬に反映することを目的とした株価連動型の報酬制度である。

本提案にかかる報酬制度は、現行の中期経営計画と同様に2024年3月期の終了時までを対象としており、本提案にかかる報酬制度が終了した後は、終了時点の当社の状況を踏まえて新たな株価連動型の報酬制度が導入されるべきである。

## 【第9号議案に対する当社取締役会の意見】

当社取締役会としては、[第9号議案に反対](#)いたします。

当社の取締役の報酬等は、当社経営方針の実現ならびに当社企業価値の継続的かつ中長期的な向上に資するため、個々の取締役の役割と責務等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。当社は、本総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。以下も同様です。）を対象に、基本方針を踏まえ取締役の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動によるリスク・リターンを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、新たに業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。本制度内容は会社提案第4号議案参照。）を導入することについてご承認をお願いしており、原案どおり承認可決されますと、当社の取締役の報酬は、「月額報酬」、「役員賞与」および本制度による「株式報酬」により構成されることとなります。

本制度の導入にあたっては、外部専門機関の役員報酬調査データ等を参考に取締役の報酬全体の水準、報酬の種類ごとの割合の妥当性を検討しております。また、当社は取締役の報酬に関する客観性ならびに説明責任の強化を目的に、取締役会の任意の諮問機関として独立社外取締役を構成員の過半数とする指名・報酬委員会を設置しており、本制度の導入についても指名・報酬委員会の審議を経たうえで、株主総会に諮っております。

本制度の導入に伴い、役員報酬の算出方法等について見直しを行っており、「月額報酬」は従来どおり役位や職責等を勘案した上で算出、「役員賞与」は当期純利益等の収益性指標、「株式報酬」は収益性指標および資本効率性指標を設定し、その達成度等により算出をすることとしております。そして、報酬等の種類ごとの割合については、外部専門機関の役員報酬調査データ等を参考に、「月額報酬」、「役員賞与」（指標100%達成時）および「株式報酬」（指標100%達成時）の割合は6：3：1を目安として決定することとしております。

こうした報酬制度下において、株価条件型譲渡制限付株式の導入および取締役の報酬の限度額を年額800百万円以内（付与株数の上限は1,000,000株以内）とする旨の本株主提案は、当社の取締役の報酬等の基本方針とは乖離したものであり、かつ月額報酬および役員賞与の報酬体系とのバランスを欠く過大な株式報酬枠であると考えます。業績連動型株式報酬制度の導入にあたっては、取締役に適切なインセンティブを付与する観点とともに、制度導入に伴う希薄化率、従業員との報酬格差等、当社のステークホルダーに配慮した制度設計が望ましいと考えます。加えて、本株主提案では、株価純資産条件倍率という株価目標の達成度に応じて算定される株価条件型譲渡制限付株式制度の導入が提案されておりますが、株価純資産条件倍率が1倍以下の場合には株式報酬が一切支給されない仕組みとなっており、株価が当社の業績等の固有の要因以外の当社がコントロールすることができない様々な外部要因によって変動するものであることに鑑みると、取締役に對する適切なインセンティブ付与の観点から適切ではないと考えております。

したがって、[当社取締役会は、本株主提案に反対](#)いたします。

## 第10号議案 自己株式の消却に係る定款変更の件

### 1. 提案の内容

現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

#### 第9章 自己株式の消却

(自己株式の消却)

第44条 当社は、会社法309条1項に定める株主総会の普通決議をもって、自己株式の消却（消却する自己株式の種類及び種類ごとの数の決定を含む。）を行うことができる。

### 2. 提案の理由

当社は、2022年3月末現在約499万株もの自己株式を保有しており、これは発行済株式総数の約7%に相当する。

当社がM&A取引等の際にその対価として自己株式を利用することを想定している可能性はあるものの、当社の財務状況及び当社の株価が解散価値未満であることを勘案すれば、自己株式ではなく有利子負債を活用することが株主価値の向上につながる。

当社が自己株式を大量に保有し続けているこの状況は、株主にとっては、いつでも当社株式の希薄化が行われうるということを意味している。実際に、当社は2013年6月に自己株式の売り出しを行い、その発表の翌日には株価が10%以上下落した。

以上からすると、自己株式の消却は当社の株主価値の向上に資するものであるが、それにもかかわらず、当社取締役会は、これまで自己株式消却の決定を行ってこなかったことから、自己株式消却を株主総会の決議により行えるよう定款変更を提案するものである。

### 【第10号議案に対する当社取締役会の意見】

当社取締役会としては、[第10号議案に反対](#)いたします。

当社が保有する自己株式については、一般的に、株式報酬で交付される当社株式として活用することやM&Aの対価として活用することおよび自己株式の消却等が想定されますが、かかる自己株式の取得、保有および消却については、中長期的な経営戦略に基づく資本戦略、成長投資および外部環境などを総合的に判断しながら、取締役会における柔軟かつ機動的な経営判断が必要不可欠であると考えております。そのため、自己株式の消却については、本株主提案のように定款変更により株主総会で決議できるようにするのではなく、機動的な資本政策を可能にする観点等から、会社法の定めに従い、取締役会で決議することが適切であると考えております。

したがって、[当社取締役会は、本株主提案に反対](#)いたします。

## 第11号議案 自己株式の消却の件

### 1. 提案の内容

議案5が承認可決されることを条件として、当社が保有する自己株式の全てを消却する。

### 2. 提案の理由

議案5の理由のとおり、自己株式消却は当社株式の潜在的な希薄化懸念を消去し、当社の株主価値の向上に資するものであるため、議案5の提案にかかる定款変更が可決された場合に、当社の保有する自己株式すべてを消却することを提案するものである。

(会社注) 上記の「議案5」とは第10号議案のことを指しております。

### 【第11号議案に対する当社取締役会の意見】

当社取締役会としては、[第11号議案に反対](#)いたします。

株主提案第10号議案に対する取締役会の意見において記載したとおり、当社としては、自己株式の取得、保有および消却については、中長期的な経営戦略に基づく資本戦略、成長投資および外部環境などを総合的に判断し、柔軟かつ機動的に実施されるべきと考えております。そのため、当社は、自己株式の消却についても、かかる中長期的な資本政策に関する方針に照らしてその実行の要否を適時適切に判断し、その必要があると判断した場合にはしかるべき時期に会社法の定めに従い、取締役会で決議することにより柔軟かつ機動的に実行してまいりたいと考えております。

したがって、[当社取締役会は、本株主提案に反対](#)いたします。

以 上



(添付書類)

## 事業報告

〔2021年4月1日から〕  
〔2022年3月31日まで〕

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過および成果

当事業年度のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の普及に伴う感染者減少や経済政策の効果等により、国内においては緩やかな回復がみられるようになりましたが、一方で海外においてはウクライナ情勢の悪化など地政学的リスクの影響によるエネルギー価格の高騰やサプライチェーン問題の長期化が懸念されており、先行き不透明な状況が続いております。

当社グループを取り巻く建設・住宅業界におきましても、民間設備投資は緩やかながら持ち直しの動きがみられたものの、鋼材をはじめとした原材料価格やエネルギー価格の高騰の影響は大きく、依然として先行き不透明な状況が続いております。

そのような状況の中、当社グループの売上高につきましては、当事業年度の期首より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用している影響もあり、1,823億1千3百万円(前年度比5.3%増)となりましたが、利益面におきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響は大きく、当社グループの全部門において利益の確保に全力で取り組みましたものの、営業利益は91億5百万円(前年度比13.4%減)、経常利益は90億8千1百万円(前年度比23.7%減)となり、親会社株主に帰属する当期純利益につきましても67億6百万円(前年度比20.2%減)となりました。

事業部門別の状況につきましては、以下のとおりであります。

##### 【シャッター関連製品事業】

シャッター関連製品事業につきましては、「収益認識に関する会計基準」適用の影響を含め、売上高は700億1千9百万円(前年度比9.4%増)となりましたが、営業利益につきましては66億8千7百万円(前年度比11.8%減)となりました。

##### 【建材関連製品事業】

建材関連製品事業につきましては、「収益認識に関する会計基準」適用の影響を含め、売上高は748億7千4百万円(前年度比2.4%増)となりましたが、営業利益につきましては17億4千2百万円(前年度比23.4%減)となりました。

### 【サービス事業】

緊急修理対応や定期保守メンテナンスを手掛けるサービス事業につきましては、連結子会社文化シャッターサービス株式会社の業績を含めまして、売上高は251億7千9百万円（前年度比3.7%増）となり、営業利益につきましても40億3千9百万円（前年度比9.0%増）となりました。

### 【リフォーム事業】

ビルのリニューアルや住宅用リフォームを手掛けるリフォーム事業につきましては、連結子会社B Xゆとりリフォーム株式会社の業績を含めまして、売上高は57億3千3百万円（前年度比9.8%増）となりましたが、利益面におきましては1億3千5百万円の損失計上の止むなきにいたしました。

### 【その他事業】

社会問題化しているゲリラ豪雨等に対する浸水防止用設備を手掛ける止水事業等のその他事業につきましては、売上高は65億6百万円（前年度比0.7%減）となり、営業利益につきましても9億6百万円（前年度比17.7%減）となりました。

## ② 設備投資の状況

当事業年度中の設備投資額は36億8千7百万円で、その主なものはモバイルP Cのリース契約等、当社におけるテレワークに係る環境整備のための費用および当社ならびに子会社の事業所等における建屋ならびに設備の更新、維持費用であります。

## ③ 資金調達の状況

当社は、効率的な資金調達および財務基盤の安定化を図るため、2020年10月から2023年10月までの3年間を期間として、取引金融機関と融資限度枠70億円のコミットメントライン契約を締結しております。

## ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当する事項はありません。

## ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当する事項はありません。

## ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当する事項はありません。



- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況  
該当する事項はありません。

## (2) 対処すべき課題

### 【中期経営計画】

今後のわが国経済は、新型コロナウイルス感染拡大については、ワクチン接種の広がりに伴う経済活動の正常化が期待される一方で、新たな変異株による脅威などの不安要素も否定できず、依然として、先行きが見通せない状況が続くものと思われま。

また、悪化しているウクライナ情勢についても未だに収束までの道筋は見え、資源価格の高騰など様々な景気下振れリスクが残ることが想定され、先行きは依然として不透明な状況となっております。

このような状況のもと、当社グループでは2021年度から2023年度における3か年の中期経営計画を実行中であり『未来を切り開く、快適環境のソリューショングループをめざして』を基本テーマとして掲げ、急激に変化する社会環境に主体的に対応し、未来志向で事業の発展に取り組んでおります。

2年目である2022年度は「Speed Action=対応力ある組織へ～“個の力”を“チームの力に”～」を基本方針として、前年度から引き続いて、シャッター事業やドア事業の「基幹事業」における受注・売上の拡大、また今後の当社グループの発展を担う「注力事業」のさらなる強化などの取り組みに加えて、スピードある対応で「顧客満足=お客様の期待値を超えた感動」を生み出し、「B×ブランド」および「企業価値」を向上させ、売上成長を超える利益成長を達成すべく、強化した“個の力” 同士の連携力を高め、“チームの力” を結集・発揮させ、目標の必達に全力で取り組んでまいります。

### 【新型コロナウイルス感染拡大防止への対応】

新型コロナウイルス感染症に対しては、お客様やお取引先様、当社グループ従業員およびその家族等をはじめとする全てのステークホルダーの安全確保と感染拡大防止を最優先に考え、政府や自治体の発令や方針に応じるとともに、出勤時のマスクの着用やアルコール消毒の徹底はもとより、不要不急の出張・社内行事の自粛、リモート会議の実施、感染者発生時における対応等について定めた独自の「新型コロナウイルス対応ガイドライン」を策定し、安全確保と事業継続に向けた対策に取り組んでおります。

### 【気候変動リスクへの対応】

当社グループでは、2050年までに事業活動に伴うCO<sub>2</sub>排出量を実質ゼロにすることを目標として脱炭素活動を推し進めております。

気候変動リスクへの対応を早急に解決すべき重要課題だと捉えており、温室効果ガスの排出削減等に取り組む“緩和”の側面としては、「グループ環境方針」に則った事業活動におけるエネルギー使用の合理化および電気需要の平準化等の従来からの継続した取り組みに加えて、SBT（民間企業における科学的根拠に基づいた温室効果ガスの排出量削減目標の設定）認証取得に向けて、社用車両のEV・HV化や事業所における再生エネルギー電力の調達等をはじめとした具体的な取り組みを開始いたしました。

また、商品開発分野においても100%リサイクル建材や環境配慮商品などのラインアップをさらに拡充し、環境負荷軽減への取り組みも推し進めております。

一方で、変化する気候の影響を将来にわたり回避・軽減する“適応”の側面としては、社会問題化しているゲリラ豪雨や集中豪雨等による建物等の防災ソリューションとして、公共団体や企業のBCP支援、店舗や住宅の浸水被害対策など、多様な場所や用途に対応できる止水関連商品のラインアップの拡充やお客様や利用者様等への適時的確なご提案を推し進めております。

なお、当社は2021年10月にTCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）への賛同を表明いたしました。今後は、気候変動が及ぼす影響を当事業にとってのリスク・機会の両側面として捉え、特に主力事業であるシャッター事業およびドア事業におけるシナリオ等を策定し、当社グループの財務状況に与える影響等を想定・分析したうえで株主・投資家の皆様への適確な情報の開示に努めてまいります。

#### 【多様な働き方支援への取り組み】

当社グループでは、全ての従業員が働きがいを持って業務に従事できるよう、多様な働き方を支援する取り組みを推し進めております。

「労働時間の見える化」による長時間労働の抑制やICT（情報通信技術）環境の整備による在宅勤務・リモートワークの実施、業務効率や生産性向上をさらに追求するためのDXへの取り組み、職種や生活環境に合わせて効率的に業務を行うフレックスタイム制度の導入等を行うとともに、育児休業制度や介護休業制度など、従業員のワークライフバランスを重視し個々人のライフスタイルに柔軟に対応できる人事制度の拡充など、性別や国籍等の別なく全ての従業員が活躍できる職場環境の構築に取り組んでおります。

また、働く仲間を尊重しあう風土づくりをめざし、差別やハラスメントについての正しい知識を身につけるための教育や研修等についても積極的に取り組んでおります。

なお、当社では将来にわたる持続的成長を実現するため、人材育成等により従業員の成長を促し、安心して長期的に働ける環境を整備する取り組みの一環として、従業員の定年年齢を2023年度から2年ごとに1歳ずつ引き上げ、2031年度に65歳まで引き上げることを決定しました。今後も、世代を問わず多様な人材が活躍できる環境づくりに、積極的に取り組んでまいります。

## 【CSRの推進について】

当社グループでは、事業活動の原点である「社是（誠実・努力・奉仕）」をはじめとして、企業活動における行動指針である「経営理念」や、「CSR憲章」を常に意識して事業に取り組んでおり、全ての法令を順守し、公正な事業環境の中で利潤を追求すること、事業活動を通じて広く社会に貢献することが社会との信頼関係を構築することであると強く認識しており、コンプライアンス体制整備に恒常的に取り組んでおります。

また、企業の持続的成長・発展のための重要なテーマであるESG（環境・社会・ガバナンス）およびSDGs（持続可能な開発目標）を重視しながらCSR（企業の社会的責任）を一層積極的に推し進めていくことで、当社グループの企業価値向上と持続可能な社会の発展に向けた取り組みを強化してまいります。

このように、当社グループは「快適環境のソリューショングループ」として常に進化し続けることで、絶えず変化する社会的課題の解決をめざして事業に取り組んでまいり所存です。

株主の皆さまにおかれましては、なお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

### (3) 財産および損益の状況

#### ① 企業集団の財産および損益の状況の推移

期 別 項 目	第 73 期 2018年度	第 74 期 2019年度	第 75 期 2020年度	第 76 期 2021年度 (当事業年度)
売 上 高	174,661 百万円	184,239 百万円	173,143 百万円	182,313 百万円
経 常 利 益	10,801 百万円	10,003 百万円	11,910 百万円	9,081 百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益	7,294 百万円	6,603 百万円	8,399 百万円	6,706 百万円
1株当たり当期純利益	101.74 円	92.11 円	117.16 円	97.97 円
総 資 産	162,085 百万円	165,874 百万円	168,350 百万円	169,205 百万円
純 資 産	74,179 百万円	77,157 百万円	84,482 百万円	82,512 百万円
1株当たり純資産額	1,032.44 円	1,073.97 円	1,175.90 円	1,225.96 円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は自己株式を除く期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。  
 2. 1株当たり純資産額は自己株式を除く期末発行済株式総数に基づき算出しております。  
 3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

#### ② 当社の財産および損益の状況の推移

期 別 項 目	第 73 期 2018年度	第 74 期 2019年度	第 75 期 2020年度	第 76 期 2021年度 (当事業年度)
売 上 高	118,133 百万円	124,959 百万円	116,810 百万円	119,422 百万円
経 常 利 益	7,519 百万円	6,981 百万円	9,209 百万円	6,707 百万円
当 期 純 利 益	5,614 百万円	5,259 百万円	7,338 百万円	5,865 百万円
1株当たり当期純利益	78.29 円	73.33 円	102.32 円	85.64 円
総 資 産	128,166 百万円	129,091 百万円	130,603 百万円	128,753 百万円
純 資 産	61,367 百万円	63,101 百万円	69,812 百万円	66,359 百万円
1株当たり純資産額	855.70 円	879.88 円	973.45 円	987.52 円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は自己株式を除く期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。  
 2. 1株当たり純資産額は自己株式を除く期末発行済株式総数に基づき算出しております。  
 3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

#### (4) 重要な親会社および子会社の状況

##### ① 親会社の状況

該当する事項はありません。

##### ② 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
B X 新生精機株式会社	200百万円	100.0%	電動開閉機、各種昇降機、計測器の製造、販売
文化シャッターサービス株式会社	110百万円	100.0%	各種シャッター等の修理点検
B X ゆとりリフォーム株式会社	90百万円	100.0%	リフォームの設計・施工および請負ならびにそれらに関連する事業
B X テンパル株式会社	30百万円	100.0%	商業施設・住宅用オーニング等の製造、販売

#### (5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループは、各種シャッター、住宅用建材、ビル用建材および建築用金物等の製造販売とその保守点検・修理ならびに保険代理業、住宅リフォーム事業を行っております。

(6) 主要な営業所および工場 (2022年3月31日現在)

① 当社の営業所

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
北 海 道 支 店	北 海 道	パ ー テ ィ シ ョ ン 事 業 部	東 京 都
東 北 支 店	宮 城 県	シ ャ ッ タ ー 事 業 部	東 京 都
関 越 支 店	群 馬 県	止 水 事 業 部	東 京 都
東 関 東 支 店	千 葉 県	メ ン テ ナ ン ス 事 業 部	東 京 都
首 都 圏 支 店	東 京 都	住 建 特 需 事 業 部	東 京 都
住 宅 建 材 東 日 本 支 店	東 京 都	海 外 事 業 部	東 京 都
首 都 圏 ビ ル 建 材 支 店	東 京 都	中 部 支 店	愛 知 県
リ ニ ュ ー ア ル 支 店	東 京 都	関 西 支 店	大 阪 府
東 日 本 設 計 施 工 統 括 部	東 京 都	住 宅 建 材 西 日 本 支 店	大 阪 府
ド ア 管 理 部	東 京 都	西 日 本 設 計 施 工 統 括 部	大 阪 府
営 業 推 進 部	東 京 都	中 四 国 支 店	広 島 県
ド ア 事 業 部	東 京 都	九 州 支 店	福 岡 県

② 当社の工場

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
千 歳 工 場	北 海 道	姫 路 工 場	兵 庫 県
秋 田 工 場	秋 田 県	御 着 工 場	兵 庫 県
小 山 工 場	栃 木 県	福 岡 工 場	福 岡 県
掛 川 工 場	静 岡 県		

③ 子会社の主要な事業所

名 称	所 在 地	主な事業内容
文化シャッターサービス株式会社	東 京 都	各種シャッター等の修理点検
B X 新生精機株式会社	兵 庫 県	電動開閉機、各種昇降機、計測器の製造、販売
B X テンパル株式会社	東 京 都	商業施設・住宅用オーニング等の製造、販売
B X あいわ株式会社	東 京 都	保険代行、リース紹介および斡旋、旅行業
B X 沖縄文化シャッター株式会社	沖 縄 県	各種シャッターおよび関連製品の製造、販売
B X ケンセイ株式会社	大 分 県	スチール建具、スチールドアの製造、販売
B X 文化パネル株式会社	大 阪 府	可動間仕切、トイレブースおよび金属製ドアの製造、販売
B X ティアール株式会社	埼 玉 県	戸建住宅、マンション等の玄関用金属製ドア、パーティション等の製造、販売
B X ゆとりフォーム株式会社	東 京 都	リフォームの設計・施工および請負ならびにそれらに関連する事業
B X 紅雲株式会社	愛 知 県	ステンレス建材、ステンレス製特定防火設備等の製造、販売
B X 鐵矢株式会社	千 葉 県	鉄骨、鉄扉、金属製窓枠、建築用諸金物の製造、販売、現場施工
B X 東北鐵矢株式会社	山 形 県	鉄骨、鉄扉、金属製窓枠、建築用諸金物の製造、販売、現場施工
B X 朝日建材株式会社	徳 島 県	スチール建材およびスチールドアの製造、販売
B X 西山鉄網株式会社	東 京 都	住宅向け基礎鉄筋ユニットおよび溶接金網、ラス等の製造、販売
B X カネシン株式会社	東 京 都	建築用諸金物の製造、販売
B X T O S H O 株式会社	神 奈 川 県	木造住宅の建築設計
B X ルーテス株式会社	大 阪 府	各種シャッター、ドア等の製造、販売
BX BUNKA VIETNAM CO., LTD	ベトナム社会主義共和国	各種シャッター、ドアの製造、販売
BX BUNKA AUSTRALIA PTY LTD	オーストラリア連邦	ガレージドアの製造、販売（持株会社）
STEEL-LINE GARAGE DOORS AUSTRALIA PTY LTD	オーストラリア連邦	ガレージドアの製造、販売
STEEL-LINE INSTALLATIONS AUSTRALIA PTY LTD	オーストラリア連邦	施工ライセンス保有会社
STEEL-LINE GARAGE DOORS ( W A ) P T Y L T D	オーストラリア連邦	ガレージドアの製造、販売
M I S I V P T Y L T D	オーストラリア連邦	ガレージドアの販売
ARCO (QLD) PTY LTD	オーストラリア連邦	産業・商業向けシャッターの製造、販売
株式会社エコウッド	福 岡 県	木材・プラスチック再生複合材の製造および販売

## (7) 使用人の状況（2022年3月31日現在）

### ① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数
シャッター関連製品事業	2,039名(599名)
建材関連製品事業	1,429名(438名)
サービス事業	962名(112名)
リフォーム事業	190名(46名)
その他	96名(28名)
全社（共通）	78名(13名)
合計	4,794名(1,236名)

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマー、嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いている。）は、（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものではありません。

### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,976名	26名増	43.4歳	17.0年

事業区分	従業員数
シャッター関連製品事業	1,311名(491名)
建材関連製品事業	565名(211名)
サービス事業	6名(一名)
リフォーム事業	3名(11名)
その他	13名(5名)
全社（共通）	78名(13名)
合計	1,976名(731名)

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマー、嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いている。）は、（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものではありません。



(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
	百万円
株式会社みずほ銀行	300
株式会社三菱UFJ銀行	300
株式会社三井住友銀行	300
三井住友信託銀行株式会社	200

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- |               |                                    |
|---------------|------------------------------------|
| ① 発行可能株式総数    | 288,000,000株                       |
| ② 発行済株式の総数    | 72,196,487株<br>(自己株式4,998,521株を含む) |
| ③ 単元株式数       | 100株                               |
| ④ 株主数         | 4,331名                             |
| ⑤ 大株主 (上位10名) |                                    |

株主名	当社への出資状況	
	持株数 株	持株比率 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	7,622,900	11.34
文化シャッター関連企業持株会	5,690,877	8.46
インターラスト トラスティーズ (ケイマン) リミテッド ソールリー イン イッツ キャパシティー アズ トラスティー オブ ジャパン アップ	3,970,900	5.90
第一生命保険株式会社	3,260,978	4.85
株式会社みずほ銀行	2,934,873	4.36
文化シャッター社員持株会	2,657,454	3.95
株式会社淀川製鋼所	1,669,000	2.48
東京海上日動火災保険株式会社	1,560,901	2.32
大栄不動産株式会社	1,000,000	1.48
明治安田生命保険相互会社	972,199	1.44

(注) 持株比率は自己株式 (4,998,521株) を控除して計算しております。

## (2) 新株予約権等の状況（2022年3月31日現在）

2018年8月28日開催の取締役会決議に基づき発行した「2023年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債」（額面総額100億円）に付された新株予約権の概要

新株予約権の数	1,000個
新株予約権の目的である株式の種類と数	当社普通株式（単元株式数100株） 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記記載の転換価額で除した数とする。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
新株予約権と引換えに払い込む金銭	本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。
転換価額	1,006.2円
新株予約権の行使期間	2018年9月27日から2023年8月30日まで (行使請求受付場所現地時間)
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役の状況 (2022年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況 等
代表取締役会長	潮 崎 敏 彦	
代表取締役社長	小 倉 博 之	執行役員社長
取 締 役	嶋 村 悦 典	専務執行役員 設計、施工、新事業、商品開発担当
取 締 役	藤 田 義 徳	常務執行役員 営業担当
取 締 役	三 田 充	常務執行役員 東日本事業本部長
取 締 役	市 川 治 彦	常務執行役員 業務担当
取 締 役	山 崎 浩 樹	上席執行役員 西日本事業本部長
取締役監査等委員 ( 常 勤 )	松 山 成 強	
取締役監査等委員 ( 社 外 ・ 非 常 勤 )	飯 名 隆 夫	
取締役監査等委員 ( 社 外 ・ 非 常 勤 )	藤 田 昇 三	アセットマネジメントOne株式会社 社外取締役監査等委員 株式会社エコス 社外取締役 三機工業株式会社 社外監査役
取締役監査等委員 ( 社 外 ・ 非 常 勤 )	阿 部 和 史	
取締役監査等委員 ( 社 外 ・ 非 常 勤 )	早 坂 善 彦	

- (注) 1. 取締役飯名隆夫、藤田昇三、阿部和史、早坂善彦の4氏は社外取締役であります。
2. 当社は、飯名隆夫、藤田昇三、阿部和史、早坂善彦の4氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査等委員である取締役松山成強氏は、当社における内部監査部門での業務経験を有しており、財務および会計についての相当程度の知見を有しております。
4. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、社内的重要会議への出席、業務執行取締役および使用人等からの情報収集ならびに内部監査部門との連携を図るため、取締役松山成強氏を常勤の監査等委員として選定しております。

5. 決算期後の担当および重要な兼職の状況等の変更は次のとおりであります。

年月日	地位	氏名	担当および重要な兼職の状況等
2022年5月24日	代表取締役会長	潮崎敏彦	一般社団法人日本シャッター・ドア協会 会長

### 【参考】

2022年4月1日現在の執行役員（取締役兼務者を除く。）は次のとおりであります。

常務執行役員	谷久夫	営業開発事業本部長
常務執行役員	佐久間博志	営業推進部長
常務執行役員	大澤慎一	商品開発部長
常務執行役員	大岡忠仁	製造担当
常務執行役員	岡本一也	情報システム部長
常務執行役員	石井誠	リニューアル支店長
常務執行役員	神藤定幸	東日本設計施工統括部長
執行役員	葛西仁	パーティション事業部長
執行役員	元木幸一郎	設計施工企画部長
執行役員	泉谷透	シャッター事業部長
執行役員	天野治	メンテナンス事業部長
執行役員	西村浩一	経理部長
執行役員	蓮見幸夫	小山工場長
執行役員	高橋章文	経営企画部長
執行役員	小野瀬智	首都圏支店長
執行役員	高橋浩二	東関東支店長
執行役員	舩谷信也	住宅建材事業本部長
執行役員	清水隆	商品開発部 副部長
執行役員	竹村功	秘書室長

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、2017年6月27日開催の第71期定時株主総会において定款を変更し、下記のとおり、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）の責任限定契約に関する規定を設けております。

取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との責任限定契約

当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは法令が定める額を限度として負担する契約を締結することができる。

③ 役員賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が当社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が損害賠償金および訴訟費用を負担することで被る損害が補填されます。ただし、被保険者が法令違反について認識しながら行った行為等に起因する損害等は対象外とするすることにより、職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。なお、保険料は、当社が負担しております。

④ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および監査等委員である取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固 定 報 酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取 締 役 (監査等委員である取締役を除く。)	420	420	—	—	9
取 締 役 ( 監 査 等 委 員 ) ( 社 外 取 締 役 を 除 く。)	20	20	—	—	2
社 外 役 員	31	31	—	—	4
合 計	472	472	—	—	15

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2017年6月27日開催の第71期定時株主総会において年額600百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と承認いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は9名であります。  
 3. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2017年6月27日開催の第71期定時株主総会において年額100百万円以内と承認いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は5名であります。  
 4. 上記のほか、2006年6月29日開催の第60期定時株主総会の役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給決議に基づき、退任取締役1名に対し、112百万円の役員退職慰労金を支給しております。

- ⑤ 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項  
取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は次のとおりです。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された方針に整合していることや、事前に代表取締役と監査等委員会との協議により独立社外取締役の関与や助言を受けた上で取締役会に付議されており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

ア. 基本報酬に関する方針

当社の取締役報酬は、株主総会が決定する報酬総額の限度内で、会社業績、役位、職責、貢献度、世間水準および社員給与とのバランス等を考慮して取締役会において決定します。

イ. 業績連動報酬に関する方針

実施していません。

ウ. 非金銭報酬等に関する方針

実施していません。

エ. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

取締役報酬は原則として、年額の12分の1を社員給与の支給日に合わせて当月分を支払うものとし、また、役員賞与を支給する場合は、会社の業績等を勘案し、取締役会の決議を経て決定し、その後速やかに支払うものとし、

オ. 報酬等の決定の委任に関する事項

各取締役に対する具体的な月額報酬ならびに役員賞与の個別額の決定は取締役会から代表取締役潮崎敏彦氏、代表取締役小倉博之氏に一任するものとし、委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の個別額の決定を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。また、事前に代表取締役と監査等委員会との協議により独立社外取締役の関与や助言を受けたうえで取締役会に付議するものとし、

### 【ご参考】

当社は2022年5月12日開催の取締役会におきまして、2022年6月21日開催予定の当社第76期定時株主総会における第4号議案の承認可決を条件として、当社における取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を下記のとおりに改定する決議を行っております。

### 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の取締役の報酬等は、株主総会が決定する金銭報酬および株式報酬ごとの報酬等総額の限度内で、当社経営方針の実現ならびに当社企業価値の継続的かつ中長期的な向上に資するため、個々の取締役の役割と責務等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としています。取締役の報酬は「月額報酬」、

「役員賞与」および「株式報酬」により構成されることとなります。ただし、監査等委員である取締役は、その職務に鑑み、月額報酬のみを支払うこととしております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は次のとおりです。

ア. 基本報酬に関する方針

月額報酬は金銭報酬とし、役位、職責、貢献度、世間水準および社員給与とのバランスを勘案したうえで報酬額を設定します。

イ. 業績連動報酬に関する方針

業績連動報酬である役員賞与は金銭報酬とします。役員報酬総額のうち、外部専門機関の役員報酬調査データ等を参考に、下記工. を踏まえ役員賞与総額基準額を設定し、収益性指標の達成度等により役員賞与総額を算出します。なお、株式報酬は業績連動報酬としており、詳細は下記ウ. によります。

ウ. 非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬は業績連動型の株式報酬とします。株式報酬は取締役の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動によるリスク・リターンを株主と共有することで、中長期的な業績および企業価値の向上に貢献する意識を高めることを目的とします。役員報酬総額のうち、各取締役に対し、外部専門機関の役員報酬調査データ等を参考に下記工. を踏まえ役位ごとの固定ポイントならびに収益性指標および資本効率性指標の達成度等により算出される株式報酬付与ポイントを付与し、当該ポイントの数に応じた当社株式を支給します。

エ. 報酬等の種類ごとの割合については、外部専門機関の役員報酬調査データ等を参考に月額報酬、役員賞与（指標100%達成時）および株式報酬（指標100%達成時）の割合は6：3：1を目安として決定します。

オ. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

月額報酬は原則として、年額の12分の1を社員給与の支給日に合わせて当月分を支払うものとし、役員賞与を支給する場合は、上記イ. により取締役会の決議を経て決定し、その後速やかに支払うものとし、また株式報酬に関しては、上記ウ. に従って別に定める内規によるものとし、付与されたポイントの数に応じて取締役退任時に所定の手続きに従って当社株式を支給するものとし、

カ. 報酬等の決定の委任に関する事項

各取締役に対する具体的な月額報酬ならびに役員賞与の個別額の決定は取締役会から代表取締役潮崎敏彦氏、代表取締役小倉博之氏に一任するものとし、委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の個別額の決定を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。また、事前に取締役会からの諮問を受けた指名・報酬委員会において審議し、取締役会に付議するものとし、



## ⑥ 社外役員に関する事項

## ア. 他の法人等の重要な兼職の状況

取締役監査等委員藤田昇三氏はアセットマネジメントOne株式会社の社外取締役監査等委員および株式会社エコスの社外取締役ならびに三機工業株式会社の社外監査役であります。なお、当社とアセットマネジメントOne株式会社、株式会社エコス、三機工業株式会社との間に特別の関係はありません。

## イ. 社外役員の事業年度中の取締役会および監査等委員会での活動状況

## a. 当事業年度開催の取締役会および監査等委員会への出席状況

区 分	取締役会 (9回開催)		監査等委員会 (12回開催)	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 飯名隆夫	9回	100.0%	12回	100.0%
取締役 藤田昇三	9回	100.0%	12回	100.0%
取締役 阿部和史	9回	100.0%	12回	100.0%
取締役 早坂善彦	8回	100.0%	7回	100.0%

(注) 取締役監査等委員早坂善彦氏は、2021年6月22日開催の第75期定時株主総会において新たに選任されたため、取締役会および監査等委員会の開催回数が他の社外取締役と異なります。なお、同氏の就任後の取締役会の開催回数は8回、監査等委員会の開催回数は7回であります。

## b. 当事業年度における主な活動状況および果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

- ・飯名隆夫氏は、建設会社の元代表取締役副社長として、建設業界における企業経営者としての豊富な経験と高い見識を通じて、取締役会やその他の社内重要会議において意見を述べるなど、当社事業活動への助言やコーポレート・ガバナンス強化への提言等を行っております。

また、取締役候補者の選定や各取締役の個別報酬額等については、取締役会への付議に先立ち代表取締役との事前協議において意見を述べるなど、当社取締役会および監査等委員会の意思決定の妥当性、適正性の確保に貢献しております。

- ・藤田昇三氏は、元検察官および弁護士として法律分野に精通した豊富な知識と高い見識を有しており、取締役会やその他の社内重要会議において意見を述べるなど、当社事業活動への助言やコーポレート・ガバナンス強化への提言等を行っております。

また、取締役候補者の選定や各取締役の個別報酬額等については、取締役会への付議に先立ち代表取締役との事前協議において意見を述べるなど、当社取締役会および監査等委員会の意思決定の妥当性、適正性の確保に貢献しております。

- ・阿部和史氏は、金属素材メーカーにおける豊富な実務経験および監査役としての職務経験による高い見識から、取締役会やその他の社内重要会議において意見を述べるなど、当社事業活動への助言やコーポレート・ガバナンス強化への提言等を行っております。また、取締役候補者の選定や各取締役の個別報酬額等については、取締役会への付議に先立ち代表取締役との事前協議において意見を述べるなど、当社取締役会および監査等委員会の意思決定の妥当性、適正性の確保に貢献しております。
- ・早坂善彦氏は、大手建設会社の経営に携わってきたことによる幅広い見識や建設業界における豊富な実務経験を通じて、取締役会やその他の社内重要会議において意見を述べるなど、当社事業活動への助言やコーポレート・ガバナンス強化への提言等を行っており、当社取締役会および監査等委員会の意思決定の妥当性、適正性の確保に貢献しております。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名 称 東陽監査法人

② 報酬等の額

	支払額
① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	49百万円
② 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	49百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、前期の監査実績の評価および分析、会計監査の職務遂行状況ならびに報酬見積りの算出根拠の相当性について必要な検証を行ったうえで会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

③ 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、当社都合による場合および当社の「監査等委員会規定」等に定める事項による場合ならびに会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、解任または不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められるときは、監査等委員会の決議に基づき、当社監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、当社監査等委員会が選定した監査等委員である取締役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任した理由を報告いたします。

### 3. 会社の体制および方針

#### (1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### ① 当社および当社の子会社（以下「当社グループ」という。）の取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

ア. 当社グループの取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、「文化シャッターグループC S R憲章」のもとに役員および従業員の行動規範を定めている。

イ. 当社の監査等委員会は、独立した立場から内部統制システムの整備状況、運用状況を含めて、適法性および妥当性の観点から取締役の職務執行の監査等を行う。

ウ. 当社の内部監査部門は、「内部監査規定」等に基づき、監査等委員会等との連携を図り、子会社を含めた各部門の監査を行う。

エ. 当社グループとして、金融商品取引法および関係法令に基づき「財務報告に係る内部統制」の対応体制を構築し、全ての業務において継続的に整備を進めて行く。

オ. 問題の未然防止、早期発見と早期解決を目的として「公益通報者保護規定」に基づく通報窓口を社外に設置し、当社グループの全従業員から報告を受け付ける体制を整備している。

カ. 「文化シャッターグループC S R行動指針」に基づいて、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力および団体とは、決して関わりを持たず、不当な要求等に対しては、弁護士、警察等とも緊密に連携し、毅然とした姿勢で対応する。

キ. 今後においても、適宜、コンプライアンス体制およびリスク管理体制を整備して行く。

#### ② 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役は、取締役会およびその他の重要会議の議事録、稟議書、その他の職務の執行に係る情報（電磁的情報を含む。）を、法令、定款および「取締役会規定」、「文書管理規定」等の社内規定の定めるところに従い適切に保存し、かつ管理する。

#### ③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア. 情報の管理については「内部情報管理規定」等の社内規定の定めるところに従い内部情報等（電磁的情報を含む。）を適切に管理する。

イ. 製品についてのお客様からの問い合わせに迅速に対応するため、社内規定等のルールの明確化および「商品履歴管理システム」の導入、「お客様相談室」の設置などの体制を構築してお

- り、今後も整備を進める。
- ウ. 取締役については取締役会の決議に基づき、従業員については「職務分掌規定」等の社内規定に基づき、それぞれ職務担当および権限が規定され、責任の所在を明確化しているとともに、CSR担当部門を中心として、全社的な教育・啓蒙を行うなど、コンプライアンス体制およびリスク管理体制の強化を進める。
- エ. 当社グループの経営に影響をおよぼすような危機が発生した場合にとるべき対応について「経営危機対応規定」を制定し、万一の場合に備えており、今後も適宜、見直しをして行く。
- ④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ア. 取締役は、中・長期経営計画をはじめとした経営の執行方針および法令において定められている事項等の経営に関する重要事項を決定し、従業員の業務執行状況を監督する。
- イ. 取締役会の決議により、各取締役の担当職務等が決定され、担当職務ごとに権限の分配を行っている。
- ウ. 「職務分掌規定」等に基づいて、部門、職位ごとに役割および権限分担を行うと同時に、「稟議規定」等において、取締役および従業員の決裁権限を明確に定めている。
- ⑤ 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- ア. 「子会社管理規定」等の定めるところに従って、各子会社は事業の経過および財産の状況ならびにその他の重要事項について、定期的に当社への報告を行うものとする。
- イ. 子会社の役員および従業員は、当社の監査等委員会から報告を求められた場合には、速やかに必要な報告および情報提供を行うものとする。
- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する体制
- ア. 監査等委員会がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合は、当社の従業員を任命する。
- イ. 重要事項については、内部監査部門等が、適宜、監査等委員会の補助体制をとることとする。
- ⑦ 前号の従業員の取締役からの独立性に関する事項
- 前号の従業員については、その独立性を確保するために、任命および解任ならびに人事異動については、監査等委員会の同意を必要とする。

- ⑧ 当社グループの取締役および従業員が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- ア. 取締役は、業務執行の意思決定機関である取締役会において決議した事項ならびに法令、定款に違反するおそれのある場合、会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実を発見した場合は、当該事実に関する事項を監査等委員会に報告するものとする。  
また、監査等委員である取締役は、必要があると認めるときは、社内の重要な会議に出席し、意見を述べるができる。
  - イ. 従業員が会社の目的とする範囲外の行為、その他法令・定款に違反をするおそれのある場合および会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実を発見した場合は、当該事実に関する事項を監査等委員会に報告するものとする。
  - ウ. 「公益通報者保護規定」に基づく通報窓口（社外）が当社グループの役員および従業員から通報を受けたときには、当社の内部通報担当部門に報告するものとし、当社の内部通報担当部門は、内部通報の状況等について監査等委員会に報告するものとする。
  - エ. 当社グループは、上記の報告を行った者に対して、当該報告を行ったことを理由として、不利な取り扱いをすることを禁止する。
- ⑨ 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項  
監査等委員である取締役がその職務の執行につき、費用の前払い等を請求したときは、請求にかかる費用または債務が監査等委員である取締役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、その請求に応じるものとする。
- ⑩ その他監査等委員会による監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ア. 監査等委員会は、職務の遂行に必要なと判断したときは、取締役および従業員ならびに会計監査人に対して報告を求めることができる。
  - イ. 監査等委員会は、代表取締役および業務執行取締役等と定期的に情報や意見の交換を行うものとする。
  - ウ. 監査等委員会は、内部監査部門および会計監査人と随時、情報や意見の交換を行うものとする。
  - エ. 監査等委員会が取締役会をはじめとした重要会議の議事録および稟議書等を閲覧できる体制を整備するものとする。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要について

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### ① コンプライアンスに関する取組みの状況

「文化シャッターグループCSR憲章」等を制定し、コンプライアンス体制の強化を図り、違法行為を未然に防止するとともに、違法行為の早期発見および是正ならびに再発防止を目的とした施策として「公益通報者保護規定」に基づく通報窓口を外部弁護士事務所に設置しております。

また、定期的に全役員および従業員を対象に主に当社グループの事業活動に関連する諸法令等についてのコンプライアンス教育を実施し、法令知識の習得およびコンプライアンス意識の向上に努めております。

### ② 職務執行の適正性および効率性の確保に関する取組みの状況

当社では、取締役会の決議に基づき各取締役の担当職務を決定し、役割、権限の分配が明確化されていると同時に、経営の監督と業務執行を分離させるために執行役員制度を採用しております。

当事業年度においては取締役会を9回開催し、社外取締役からの意見等を踏まえたうえで重要事項の審議、決定を行っております。

### ③ 損失の危険の管理に関する取組みの状況

「経営危機対応規定」の定めに基づき、当社グループの経営に影響をおよぼすような危機発生に対する体制を整備しております。なお、当事業年度中は同規定に基づき、社長を本部長とする経営危機対策本部を設置するような事案は発生しておりません。

また、製品トラブルによる事故やお客様からのクレームに迅速に対応すべく製品保証に関連する内規を整備するとともに、お客様相談室を設置し、お客様から寄せられる情報を事業活動に反映させる体制を整備しており、お客様相談室は定期的にその情報を社内に周知し、情報の共有を図っております。

情報管理については「内部情報管理規定」および「情報セキュリティポリシー」等の定めに基づき、公開前および社外秘情報の適切な管理を行うとともに、「マイナンバー制度」に対しても、「特定個人情報保護規定」を制定し、お客様およびお取引先情報の適切な管理を徹底しております。

### ④ グループガバナンス体制構築に関する取組みの状況

「子会社管理規定」等の定めに基づき、各子会社は事業の経過および財産の状況ならびにその他



の重要事項について、定期的に担当取締役および担当部門への報告を行っております。

また、当社の監査等委員会および内部監査部門は子会社への往査を通じて適切に監査を行っております。

⑤ 監査等委員会の監査が実効的に行われることに関する取組みの状況

当社の監査等委員会は社外取締役4名を含む5名で構成されており、当事業年度においては監査等委員会を12回、代表取締役とのミーティングを3回開催し、全ての監査等委員である取締役が出席しております。

また、常勤の監査等委員である取締役は、取締役会のほかに常務会やその他の重要会議に出席し、必要であれば意見を述べるとともに、各部門や子会社への往査（新型コロナウイルス感染拡大防止のためのリモート監査等を含む。）を通じて取締役の業務執行の監査を行っております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の配当政策の基本的な考え方は、財務体質の強化と安定的な利益確保により、株主の皆様への安定配当を継続しつつ、当該事業年度の業績を勘案して配当額を決定することとしております。

なお、当社は、より機動的な配当政策を図るための整備の一環として、2017年6月開催の当社第71期定時株主総会において定款変更を行い、会社法第459条第1項の規定に基づき取締役会の決議をもって剰余金の配当を行うことができる旨を定めておりますが、当事業年度の剰余金の配当（期末配当）につきましては、従前と同様に上記の基本方針に沿ったうえで株主総会へ議案を上程し、その決定につきましては、株主の皆様にお諮りいたします。

(4) 会社の支配に関する基本方針

① 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、公開会社として、株主、投資家の皆様による当社株式の自由な売買を認める以上、大量買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かのご判断は、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、その一方で対象会社の賛同を得ずに、一方的に大量買付行為またはこれに類似する行為を強行するなど、濫用目的によるものや、株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの等、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれをもたらし、対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するための十分な情報や時間を提供しないもの等、不適切なものも少なくありません。



当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の様々な企業価値の源泉を十分に理解し、当社を支えて頂いておりますステークホルダーとの信頼関係を構築し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を持続的かつ長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えております。

したがって、当社は当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上の観点から、当社株式の大量買付行為等を行おうとする者が現れた場合には、株主の皆様がその是非を適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、併せて独立性を有する社外取締役の意見を尊重したうえで当社取締役会としての意見を開示し、株主の皆様が検討するために必要な情報および時間の確保に努めるなど、金融商品取引法、会社法、その他の関連諸法令の許容する範囲内で、その時々において適宜適切な措置を速やかに講じることで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保に努めてまいります。

## ② 基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社グループは、以下の社是、経営理念のもと、1955年（昭和30年）の創業以来、シャッターやドア等の住宅・ビル用建材を製造、販売、施工することによって、お客様に「安心」「安全」「快適環境」を提供してまいりました。また「安心」「安全」「快適環境」はもとより、人、社会、環境にやさしい「多彩なものづくり」と「サービス」を通じて社会の発展に貢献し、人々の幸せを実現することを使命と定め、この使命を具現化した商品とサービスをお客様に提供することにより、企業価値ひいては株主共同の利益の持続的かつ長期的向上に取り組んでおります。

### [社 是]

誠 実 誠実とは心のふれあいである。真心のふれあいで信頼は生まれる。

努 力 努力とは創造する行為の持続力である。

奉 仕 奉仕は自発的な行為、行動でお客様や社会のお役に立つこと。

### [経営理念]

私たちは、常にお客様の立場に立って行動します。

私たちは、優れた品質で社会の発展に貢献します。

私たちは、積極性と和を重んじ日々前進します。

当社グループの企業価値の源泉は、創業以来、独創的な発想と開発力によって、業界の先駆け

となる製品やサービスを次々と発表することで築き上げてきた「技術の文化」というブランドをはじめとして、人的資源を含む有形無形の経営資源、そして株主の皆様、お客様、取引先、従業員、地域関係者の皆様等のステークホルダーの皆様との関係にあります。

当社は、当社の企業価値の向上および株主共同の利益の実現によって、株主、投資家の皆様へ長期的かつ継続的に投資して頂くため、上記①の基本方針の実現に資する特別な取り組みとして、以下の施策を実施しております。

これらの取り組みにより、株主の皆様をはじめとするステークホルダーとの信頼関係を一層強固なものにし、継続的な企業価値の向上をめざしてまいります。

これらの取り組みは、先述した当社の企業価値の源泉を十分に理解したうえで策定されており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を持続的かつ長期的に向上すべく十分に検討されたものであります。したがって、上記①の基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

#### イ. 中期経営計画の実行

当社グループでは、2021年度から2023年度における3か年の中期経営計画を実行中でありま

す。本中期経営計画においては、『未来を切り開く、快適環境のソリューショングループをめざして』を基本テーマとして掲げ、急激に変化する社会環境に主体的に対応し、未来志向で事業の発展に取り組んでまいります。

初年度である2021年度は「生産性向上に向けたP D C A実践の徹底」を基本方針として、シャッター事業やドア事業等の「基幹事業」については、受注・売上の拡大を推し進める一方で、エコ・防災事業、ロングライフ事業、海外事業、メンテナンス事業等の今後の当社グループの発展を担う「注力事業」のさらなる強化や、DX（デジタルトランスフォーメーション）による生産ラインの自動化・省人化、業務プロセスのデジタル化など社会環境の変化に応じた働き方の改革を推し進めるとともに、設計・施工の能力強化や国内外におけるグループシナジー最大化などに取り組みました。

2022年度は「Speed Action=対応力ある組織へ ～“個の力”を“チームの力に”～」を方針として、前年度からの取り組みに加えて、スピードある対応で「顧客満足=お客様の期待値を超えた感動」を生み出し、「B Xブランド」および「企業価値」を向上させ、売上成長を超える利益成長を達成すべく、強化した“個の力”同士の連携力を高め、“チームの力”を結集、発揮させ、目標の達成に全力で取り組んでまいります。

## ロ. コーポレート・ガバナンス（企業統治）の推進

当社グループでは、厳しい事業環境のもとで、企業競争力強化の観点から迅速で適切な経営判断を行うことが重要であると考えております。また、経営の透明性の観点から、経営のチェック機能の強化および公平性を保つことも重要であると考え、コーポレート・ガバナンスを充実させるための体制整備やきめ細かい情報公開に取り組んでおります。

経営の体制としては、2017年6月より監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へと移行し、取締役会の議決権を有する5人の監査等委員である取締役で構成される監査等委員会が取締役の業務執行状況を監査・監督する体制を構築、整備することで、さらなる適法性、透明性の確保を図ってまいります。

内部統制体制につきましては、内部統制システム構築の基本方針に基づき、当社グループの全役職員が効率性、公正性、法令順守、資産の保全を全業務の中で達成する取り組みを行っております。

また、当社グループでは、企業の社会的責任を果たすことが企業価値の持続的な向上に不可欠であると考え、当社グループ「CSR憲章」「CSR行動指針」のもと、企業の発展のための重要なテーマであるESG（環境・社会・ガバナンス）の視点に基づく事業活動を重視しており、全役職員によるお客様満足の追求、全社的なコンプライアンス体制の整備による誠実な企業経営、脱炭素活動の推進や気候変動リスクへの対応などの環境負荷軽減、全ての従業員が働きがいを持って業務に従事するための働き方の革新等に取り組むとともに、全世界共通の目標である「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」への取り組みも強化し、当社グループの企業価値向上と持続可能な社会の発展に向けた取り組みを強化してまいります。

※当社は、2022年5月12日開催の当社取締役会において「当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）」（会社法施行規則第108条第3号ロに規定する取組み）の廃止を決議いたしました。

（注）当事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	100,437	流 動 負 債	52,619
現金及び預金	36,454	支払手形及び買掛金	16,892
受取手形、売掛金及び契約資産	40,740	電子記録債権	16,208
電子記録債権	5,848	短期借入金	1,504
商品及び製品	8,484	リース債権	837
仕掛品	1,318	未払法人税等	1,767
原材料及び貯蔵品	4,974	未払費用	5,835
その他の流動資産	2,729	契約負債	3,152
貸倒引当金	△ 114	賞与引当金	3,809
固 定 資 産	68,768	役員賞与引当金	154
有 形 固 定 資 産	33,752	工事損失引当金	289
建物及び構築物	10,849	その他の流動負債	2,169
機械装置及び運搬具	4,530	固 定 負 債	34,073
工具、器具及び備品	687	転換社債型新株予約権付社債	10,000
土地	12,949	リース債権	3,317
リース資産	1,306	役員退職慰労引当金	253
使用権資産	2,342	退職給付に係る負債	19,113
建設仮勘定	1,085	受入保証	577
無 形 固 定 資 産	8,677	資産除去債務	51
のれん	4,021	その他の固定負債	759
その他の無形固定資産	4,655	負 債 合 計	86,693
投資その他の資産	26,338	純 資 産 の 部	
投資有価証券	16,111	株 主 資 本	79,773
退職給付に係る資産	1,713	資 本 金	15,051
繰延税金資産	6,033	資 本 剰 余 金	12,323
その他の投資その他の資産	2,722	利 益 剰 余 金	57,555
貸倒引当金	△ 241	自 己 株 式	△ 5,157
資 産 合 計	169,205	その他の包括利益累計額	2,580
		その他の有価証券評価差額金	2,975
		土地再評価差額金	△ 76
		為替換算調整勘定	△ 515
		退職給付に係る調整累計額	197
		非支配株主持分	158
		純 資 産 合 計	82,512
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	169,205

## 連結損益計算書

〔2021年4月1日から〕  
〔2022年3月31日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		182,313
売 上 原 価		135,340
売 上 総 利 益		46,972
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		37,866
営 業 利 益		9,105
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	18	
受 取 配 当 金	279	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	12	
為 替 差 益	374	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	443	1,128
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	216	
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	769	
そ の 他 の 営 業 外 費 用	167	1,152
経 常 利 益		9,081
特 別 利 益		1,147
特 別 損 失		51
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		10,177
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,731	
法 人 税 等 調 整 額	△ 280	3,451
当 期 純 利 益		6,726
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		19
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		6,706

招集(通知)

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		金額	負債の部		金額
科目	金額	科目	金額	金額	金額
流動資産	65,229	流動負債	37,922		
現金及び預金	17,763	支払手形	4,676		
受取掛手債	7,896	電子記録債	13,825		
商品及び掛資産	4,392	短期借入金	6,774		
仕入掛及び貯蔵品	18,689	リース債	1,000		
前払費用	4,810	未払法人税等	427		
前未払入付金	5,649	未払法費	532		
短期貸替	578	契約負	751		
その他流動資産	2,496	預賞与引当金	4,516		
	1,127	役員賞与引当金	2,450		
	388	工事損失引当金	178		
	649	設備関係支払手形	2,242		
	747	固定負債	120		
固定資産	61	繰換社債型新株予約権付社債	286		
有形固定資産	13	リース債	140		
建物	34	退職給付引当金	24,471		
構築物	63,524	関係会社事業損失引当金	10,000		
機械及び運搬用具	19,476	受入保証	708		
構築物	6,071	長期前受取債	12,992		
構築物	530	負債合計	178		
構築物	2,378		538		
構築物	16		8		
構築物	465		45		
構築物	8,424				
構築物	1,003				
構築物	585				
構築物	1,933				
構築物	28				
構築物	1,197				
構築物	105				
構築物	131				
構築物	14				
構築物	456				
構築物	42,114				
構築物	7,577				
構築物	22,371				
構築物	17				
構築物	6,653				
構築物	128				
構築物	14				
構築物	29				
構築物	558				
構築物	877				
構築物	3,697				
構築物	1,154				
構築物	229				
構築物	1,075				
構築物	△ 120				
資産合計	128,753	負債・純資産合計	128,753		

## 損益計算書

〔2021年4月1日から〕  
〔2022年3月31日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		119,422
売上原価		92,470
売上総利益		26,951
販売費及び一般管理費		22,848
営業利益		4,103
営業外収益		
受取利息	101	
受取配当金	2,241	
為替差益	368	
その他の営業外収益	235	2,947
営業外費用		
支払利息	32	
貸倒引当金繰入額	135	
その他の営業外費用	174	342
経常利益		6,707
特別利益		
固定資産売却益	1	
投資有価証券売却益	1,133	
投資損失引当金戻入額	90	1,224
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	4	
投資有価証券売却損	35	
関係会社株式評価損	89	
関係会社事業損失引当金繰入額	178	308
税引前当期純利益		7,623
法人税、住民税及び事業税	1,801	
法人税等調整額	△ 42	1,758
当期純利益		5,865

招集(通知)

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

文化シャッター株式会社  
取締役会 御中

東陽監査法人  
東京事務所

指 定 社 員	公認会計士	鈴木裕子
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	早崎 信
業 務 執 行 社 員		

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、文化シャッター株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、文化シャッター株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。



#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

文化シャッター株式会社  
取締役会 御中

東陽監査法人  
東京事務所

指定社員 公認会計士 鈴木裕子  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 早崎 信  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、文化シャッター株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第76期事業年度における取締役の職務の執行について、監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会の決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、当該事業年度の監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席（新型コロナウイルス感染拡大防止のため、リモート等出席を含む。）し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を監査等（新型コロナウイルス感染拡大防止のためのリモート等監査を含む。）により調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、事業及び財産の状況をリモート監査等により調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する運用状況についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組み（買収防衛策）は、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和4年5月11日

文化シャッター株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	松山成強 ㊞
監査等委員（社外・独立役員）	飯名隆夫 ㊞
監査等委員（社外・独立役員）	藤田昇三 ㊞
監査等委員（社外・独立役員）	阿部和史 ㊞
監査等委員（社外・独立役員）	早坂善彦 ㊞

(注) 監査等委員 飯名隆夫、藤田昇三、阿部和史、及び早坂善彦は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

## 株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年の3月31日まで
定時株主総会	6月下旬
基準日	3月31日 その他必要があるときは、あらかじめ公告する一定の日
配当の基準日 期末配当 中間配当	3月31日 9月30日
公告方法	当社ホームページに掲載 (URL <a href="https://www.bunka-s.co.jp/">https://www.bunka-s.co.jp/</a> ) ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載いたします。 ※貸借対照表、損益計算書は、E D I N E T (金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム) にて開示しております。
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
特別口座の 口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
郵便物送付先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電話照会先)	電話 0120-782-031 (フリーダイヤル) 取次事務は、三井住友信託銀行株式会社の本店および全国各支店で行っております。

### 【住所変更、単元未満株式の買取・買増等のお申出先について】

株主様の口座のある証券会社にお申出下さい。

なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出下さい。

### 【未払配当金の支払いについて】

株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出下さい。

## ■トピックス

### サステナビリティ レポート

文化シャッターでは、持続可能な社会の構築をめざした基本的な考え方や取り組み姿勢をはじめ、各種データを含むBXグループの活動を、広くステークホルダーの皆様にお伝えするために「サステナビリティ レポート」を年に一度発行しています。BXグループの「サステナビリティ レポート」は、社会の視点に立ち、企業活動を通じた社会課題解決への貢献や、環境、ガバナンスなどの非財務情報を中心に掲載しており、専門家や機関投資家の皆様をはじめ、サステナビリティに高い関心をお持ちのステークホルダーの皆様にお読み頂くことを想定し、内容を構成しています。

#### ■最新のレポート

##### BXグループ サステナビリティ レポート 2021



#### <目次>

P3-4	ごあいさつ
P5-8	トップインタビュー
P9-10	会社概要／財務概況
P11-14	事業別概況
P15-16	数字で見るBXグループ
P17-18	価値創造のあゆみ
P19-20	BXグループの価値創造プロセス
P21-22	新型コロナウイルス感染症拡大への対応
P23-24	特集：気候変動の緩和と適応への貢献
P25-26	特集：循環型社会の実現に貢献 (エコウッド事例)
P27-28	サステナビリティマネジメント
P29-34	E 地球と共に
P35-36	S 社会と共に 働く仲間と共に
P37-44	G 成長と共に
P45	第三者意見・第三者意見をいただいて
P46	用語集

当社ホームページに過去の「CSR報告書」も含め掲載しておりますので是非ご覧ください。

<https://www.bunka-s.co.jp/csrinfo/csr2021/report/2021/>





# 第76期定時株主総会会場ご案内図

## 会場

文化シャッター株式会社 東京都文京区西片一丁目17番3号



## 交通

- A** 都営地下鉄三田線  
春日駅(A5/A6出口)より 徒歩 3分
- B** 都営地下鉄大江戸線  
春日駅(A6出口)より 徒歩 3分
- C** 東京メトロ南北線  
後楽園駅(8番出口)より 徒歩 7分
- D** 東京メトロ丸ノ内線  
後楽園駅(4b出口)より 徒歩12分
- E** JR中央・総武線  
水道橋駅(東口)より 徒歩15分
- F** 文京区コミュニティバス  
文化シャッター前下車 徒歩 0分



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。